

第2次  
鹿屋市男女共同参画基本計画  
中間見直し

令和6年3月  
鹿屋市



# 目次

<b>第1章 計画の基本的な考え方</b> .....	1
1 男女共同参画社会とは.....	2
2 計画の中間見直しの趣旨・背景.....	3
3 計画の期間と位置付け.....	4
<b>第2章 計画策定の背景</b> .....	5
1 社会経済情勢の変化.....	6
2 国や県の主な動き.....	13
3 持続可能な開発目標（SDGs）への対応について.....	15
4 市民意識調査等から見える現状・課題.....	16
<b>第3章 計画の概要</b> .....	17
1 基本理念と計画のめざす姿.....	18
2 計画の体系.....	19
<b>第4章 計画の内容</b> .....	21
・重点目標1 .....	22
・重点目標2 .....	28
・重点目標3 .....	32
・重点目標4 .....	36
・重点目標5 .....	40
・重点目標6 .....	44
・計画の数値目標 .....	49
<b>第5章 計画の推進体制</b> .....	51
1 推進のあり方について .....	52
2 男女共同参画の推進体制 .....	53

## 参考資料



# 第1章

## 計画の基本的な考え方

# 1 男女共同参画社会とは

男女がお互いの人権を尊重しつつ、共に責任を分かち合い、性別に関係なくその個性と能力を十分に発揮することができる社会

(鹿屋市男女共同参画推進条例前文より)

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会

(男女共同参画社会基本法第2条)

## 男女共同参画社会を実現するための 5本の柱（基本理念）

男女の人権の尊重

社会における制度又は慣行についての配慮

政策等の立案及び決定への共同参画

家庭生活における活動と他の活動の両立

国際的協調

## 国・地方公共団体・国民の 責務

**国** … 基本理念に基づき、男女共同参画基本計画を策定。

男女共同参画社会づくりのための施策（積極的改善措置含む。）を総合的に策定し、実施

**地方公共団体** …

基本理念に基づき、男女共同参画社会づくりのために、国の施策に準じた施策及び地域特性に応じた施策を策定し、実施

**国民** … 職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会づくりに協力

※男女共同参画社会基本法第3条～10条

## 2 計画の中間見直しの趣旨・背景

少子高齢化による人口減少社会の到来、就業を取り巻く環境の変化、価値観やライフスタイルの多様化など社会を取り巻く環境が変化する中で、これらの変化に対応し、社会の活力を維持していくためには、男女共同参画社会の実現は重要な課題です。

本市においては、平成 21 年 3 月に「かのや男女共同参画プラン」を、平成 31 年 3 月に「第 2 次鹿屋市男女共同参画基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定し、総合的かつ体系的に男女共同参画社会の形成の促進に向けた取組を進めています。また、平成 28 年 4 月には「鹿屋市男女共同参画推進条例」を制定・施行し、本市における男女共同参画の基本理念を明確にし、市民、事業者等、行政が連携・協力しながら取組を進めています。

令和 4 年に行った市民意識調査では、固定的な性別役割分担意識について、前回（平成 29 年度）と比較して「反対」と考える人の割合（否定割合）は増加し、初めて半数を超えました。このように、固定的な性別役割分担意識は少しずつ解消されつつあるものの、家庭における家事などは現状も女性が多くを担っており、政策方針決定過程への女性の参画も十分には進んでいない状況にあり、男女間格差・不平等感を社会の中で感じている人はいまだに多い状況です。

人口減少の中で女性の就業率は増加していますが、男女間の賃金等の格差や生活スタイルの変化などにより、働き方改革やワーク・ライフ・バランスの実現、女性活躍の推進がこれまで以上に求められています。

また、令和 2 年からの新型コロナウイルス感染症の拡大により、女性の就業が多いサービス業等の産業が強く影響を受け、非正規雇用労働者を中心に雇用状況が悪化しました。併せて、経済的・精神的 DV（配偶者等からの暴力）、ひとり親世帯、女性・女兒の窮状、女性の貧困、家事・育児等における女性の負担の増加など、男女共同参画の課題も顕在化したところ です。

世界的には「SDGs（持続可能な開発目標）」の達成に向けた動きが高まっており、それに伴い「ジェンダー平等の実現」や「多様性」が様々な分野で課題認識され、性的マイノリティを含めた“すべての人々”の参画を進めるため、性の多様性に関する市民の理解を深めることも重要になっています。

本市の基本計画は、2019 年度から 2028 年度までの 10 年間を計画期間としており、社会・経済情勢、計画の進捗状況、国・県の動向等を見据えながら、必要に応じて見直しを行うこととしていることから、このような基本計画策定以降の状況の変化に対応し、男女共同参画社会の形成に向けた取組をより一層推進するため、「第 2 次鹿屋市男女共同参画基本計画」の中間見直しを行いました。

### 3 計画の期間と位置付け

#### (1) 計画の期間

計画の期間は2019年度から2028年度までの10年間とします。なお、社会・経済情勢や国・県の動向等を踏まえて、令和5年度に中間見直しを行いました。

2019年度 H31/R元	2020年度 R2	2021年度 R3	2022年度 R4	2023年度 R5	2024年度 R6	2025年度 R7	2026年度 R8	2027年度 R9	2028年度 R10
第2次鹿屋市男女共同参画基本計画									
				中間見直し	第2次鹿屋市男女共同参画基本計画(中間見直し版) (本計画)				

#### (2) 計画の位置付け

- ① 男女共同参画社会基本法第14条第3項の規定に基づく「市町村男女共同参画計画」です。
- ② 鹿屋市男女共同参画推進条例第10条第1項に基づく基本計画です。
- ③ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）第6条第2項に基づく市町村推進計画（女性活躍推進計画）を包含します。
- ④ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「配偶者暴力防止法」という。）第2条の3第3項に基づく市町村基本計画（DV防止計画）を包含します。
- ⑤ 国の第5次男女共同参画基本計画、鹿児島県の第4次鹿児島県男女共同参画基本計画、第2次鹿屋市総合計画、その他の関連計画と整合性を図っています。



## 第2章 計画策定の背景

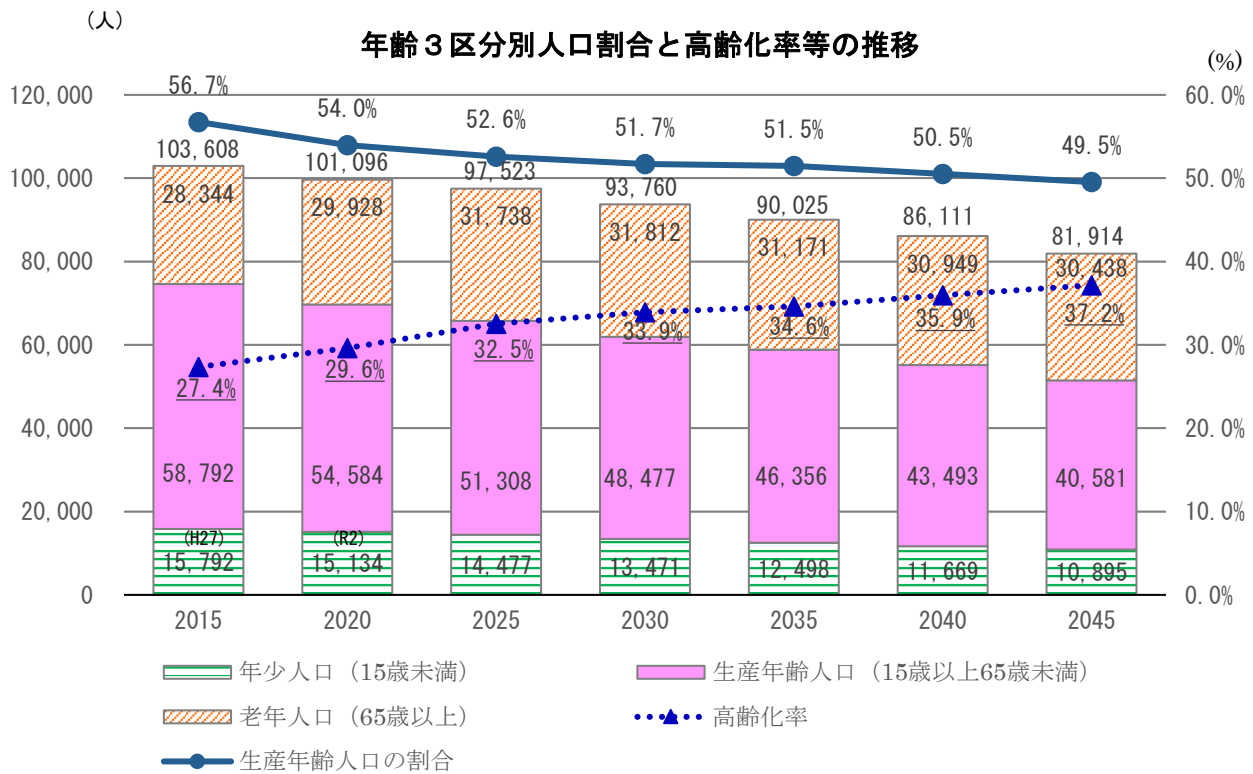
# 1 社会経済情勢の変化

## (1) 少子高齢化の進行と生産年齢人口の減少

### ① 年齢3区分別の人口割合の推移（鹿屋市）

少子高齢化の進展に伴い、全国的に人口減少が進む中、2010年（平成22年）に約105,000人であった本市の人口も、このままで推移すると2040年には約86,100人になると予測されています。

また、年齢区分別の人口推移は、年少人口（15歳未満）や生産年齢人口（15歳以上65歳未満）は減少する一方、老年人口（65歳以上）はあまり変動が見られない状態のため、老年人口割合（＝高齢化率）が上昇し、支える世代（生産年齢人口）の負担は増していく見込みです。

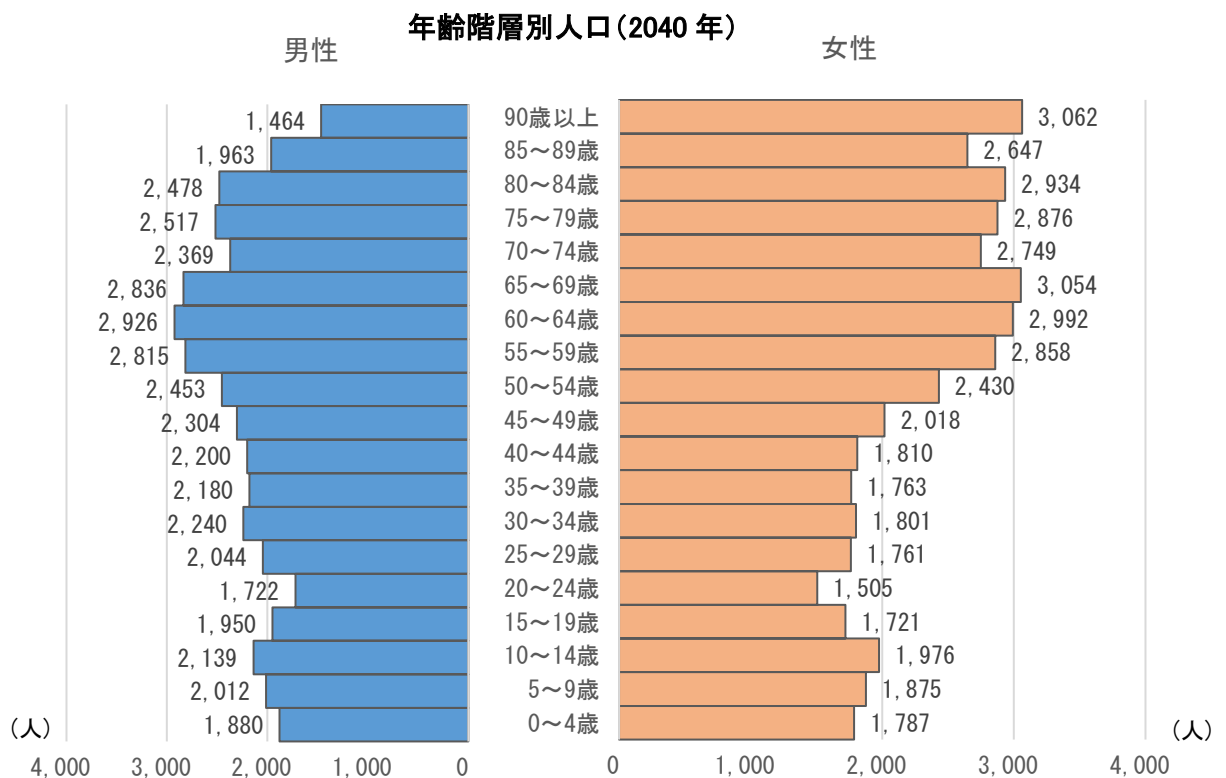
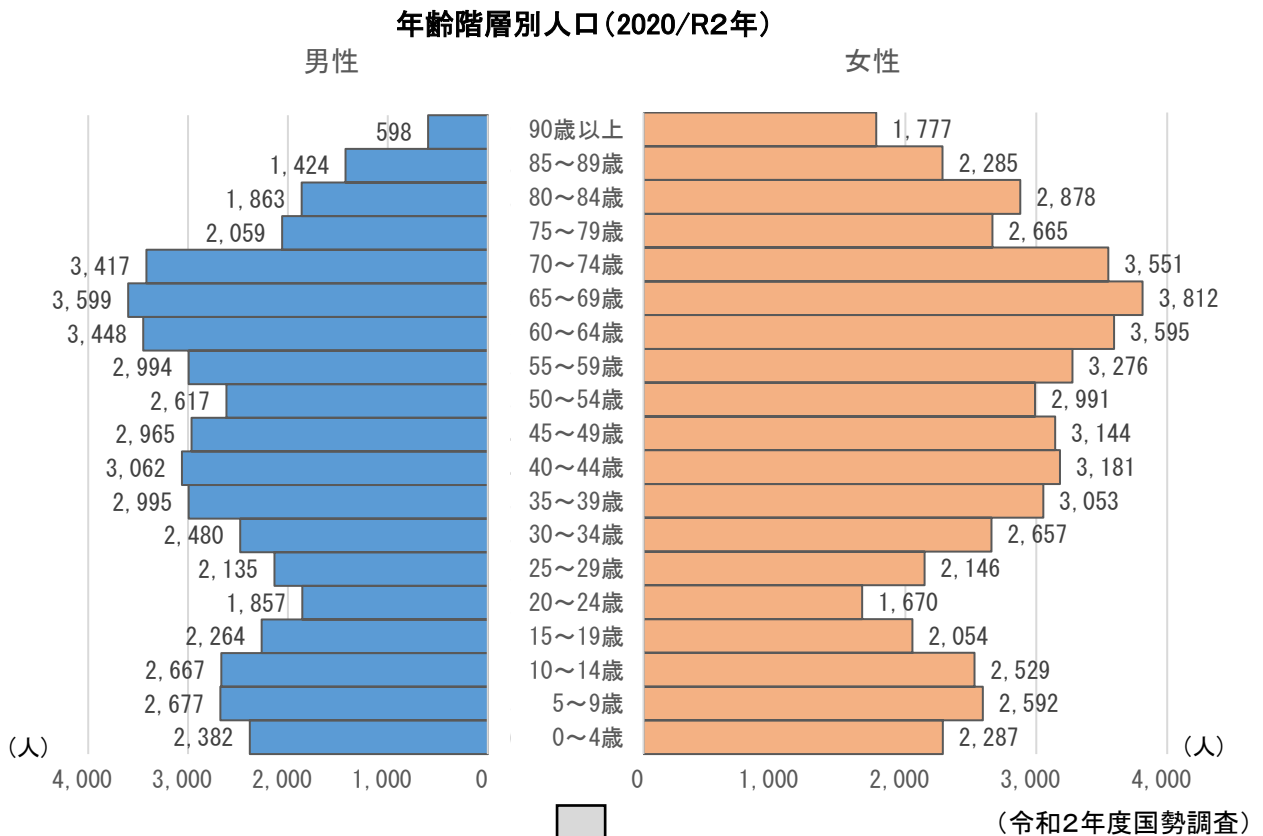


※総人口には年齢不詳を含むため、各年齢層別の人口の総和と一致するとは限らない。

（2015年、2020年は国勢調査、2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30(2018)年推計）」）

## ② 年齢階層別人口の変化（鹿屋市）

本市の人口を年齢階層別に見ると、60歳前後の人口が多く2040年は一段と少子高齢化が進行し、70歳未満の人口減少が著しいと予想されます。

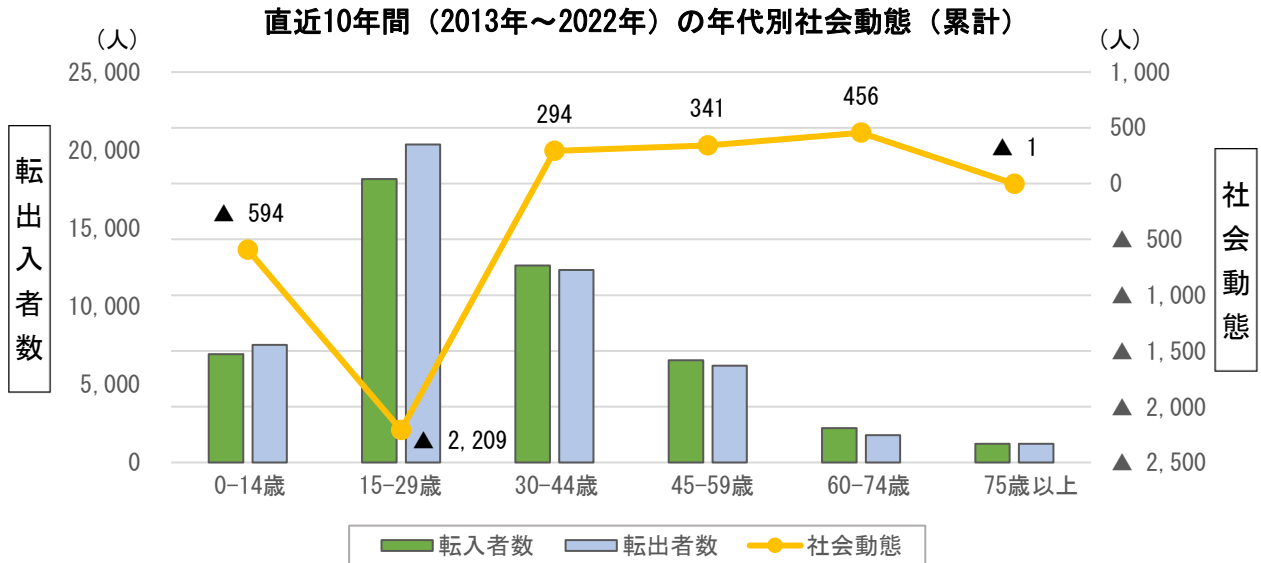


(国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」)

### ③ 人口流出（鹿屋市）

直近10年間の社会動態の累計について年代別にみると、15歳から29歳の若年世代の転出超過が顕著です。この年代の転出超過数は、30歳以上の年代の転入超過数の合計を上回っており、若年世代の転出超過は本市の人口減少の一因であると考えられています。

若年世代は、男女とも主に18歳と22歳で転出する人数が多く、高校卒業後の進学や就職、大学卒業後の就職等での住所異動によるものと推測されます。

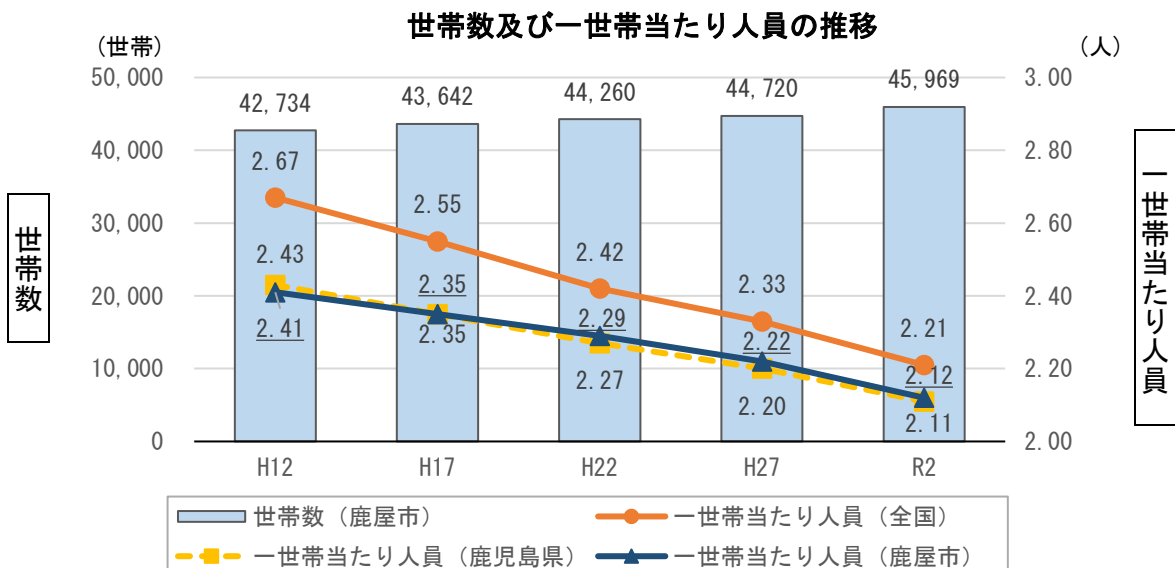


【出典】 鹿屋市住基システムからの独自推計（鹿児島県「人口動態統計調査」の数字とは若干の誤差あり）

（鹿屋市 R4 人口減少対策ビジョン）

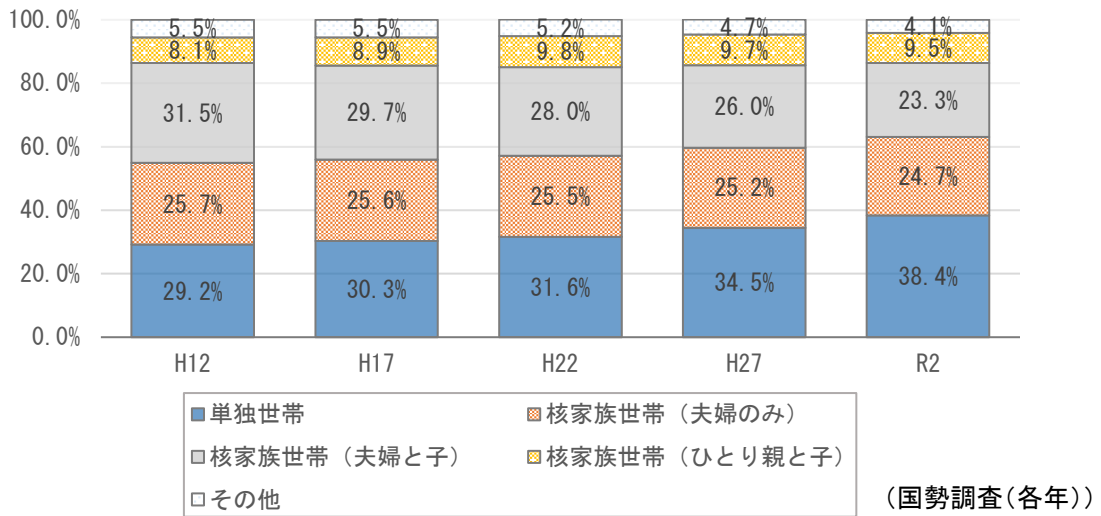
### (2) 家族形態の多様化

人口が減少する中で、世帯数は少しずつ増加しており、これは単独（ひとり）世帯や「ひとり親と子」の世帯の増加などによるものです。このことから、社会的孤立の状態にある人の増加が予想されます。

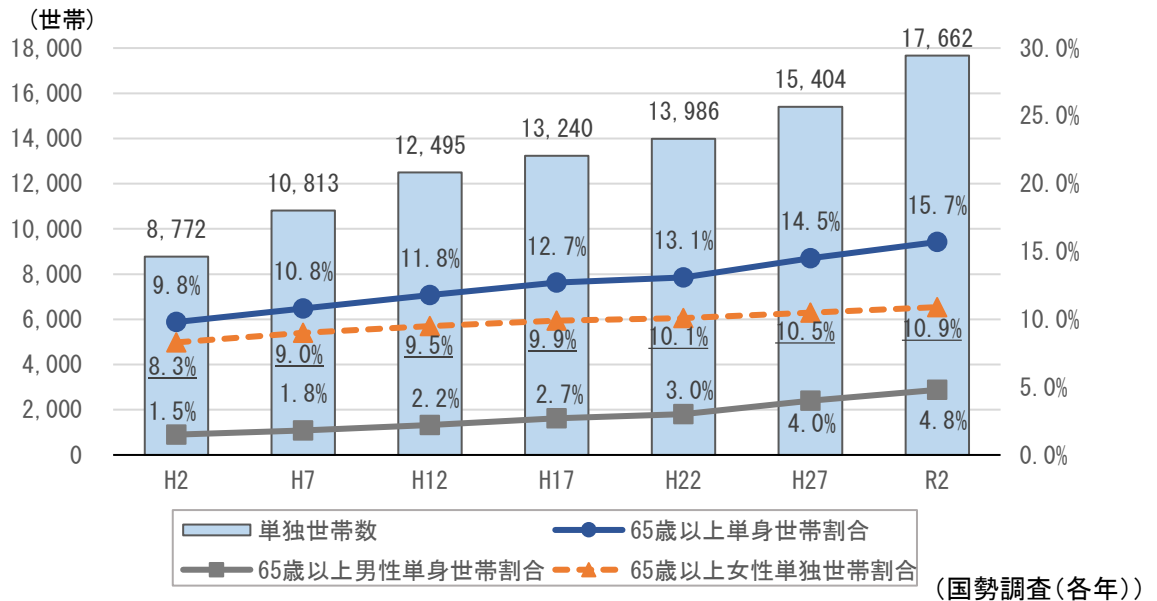


（国勢調査(各年)）

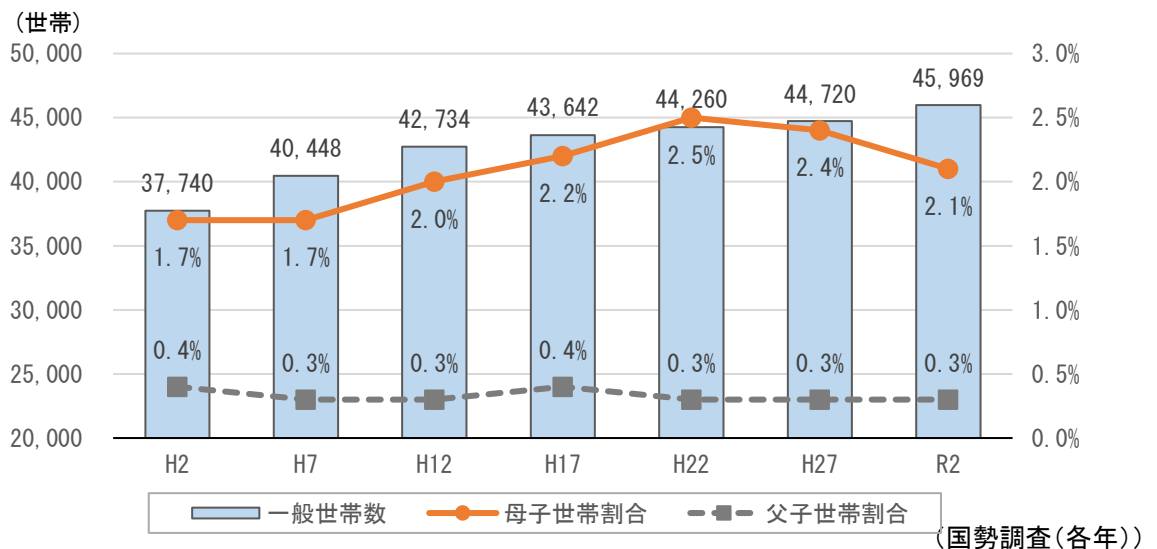
### 世帯構造の推移（鹿屋市）



### 単独世帯数と一般世帯数に占める65歳以上単独世帯（性別）の割合の推移（鹿屋市）

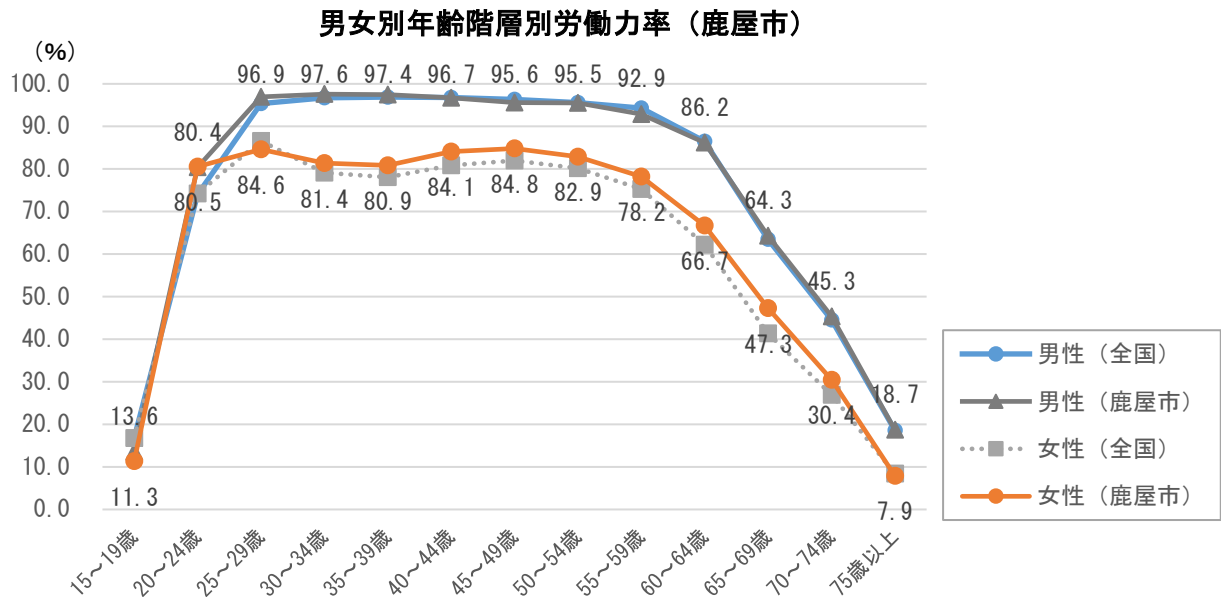


### 一般世帯数と一般世帯数に占める母子世帯、父子世帯の割合の推移（鹿屋市）



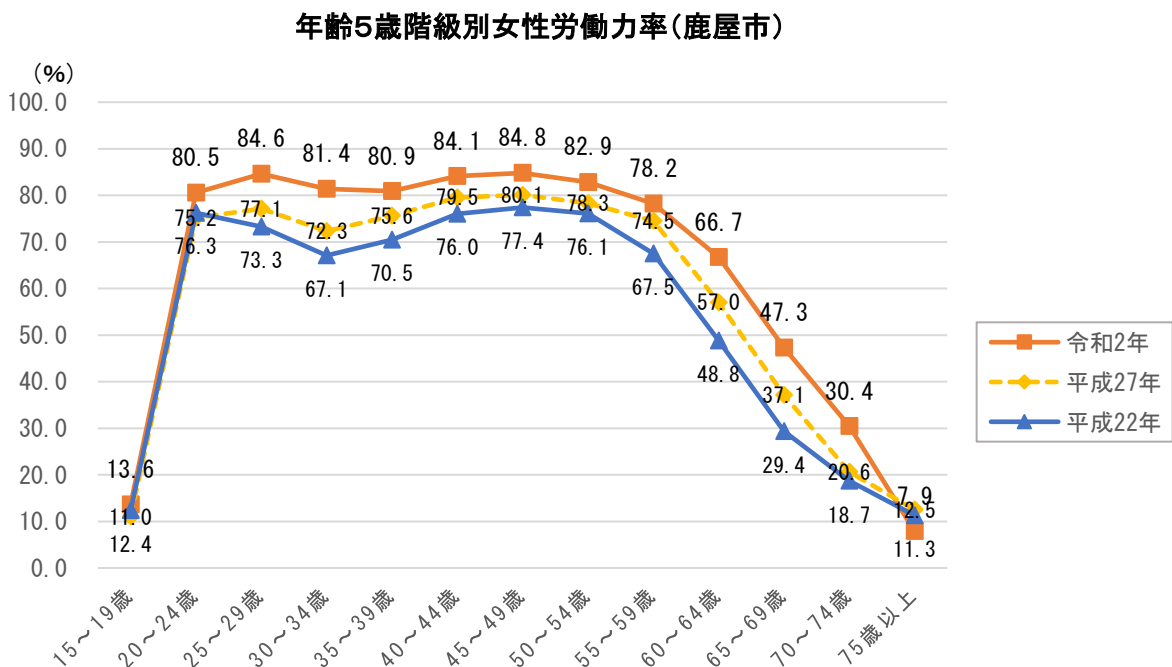
### (3) 就業を取り巻く環境の変化

本市の労働力率（就業者数と完全失業者数とを合わせた労働力人口が15才以上の人口に占める割合）を見ると、男性は25歳から59歳まで大きな変化はありませんが、女性は出産・子育て期に就業を中断することから30歳から39歳がやや低くなりM字カーブを描いていますが、凹みは緩やかになっており、離職せずに就業を継続している人が増加傾向にあります。



※数値はそれぞれ鹿屋市

（令和2年国勢調査）



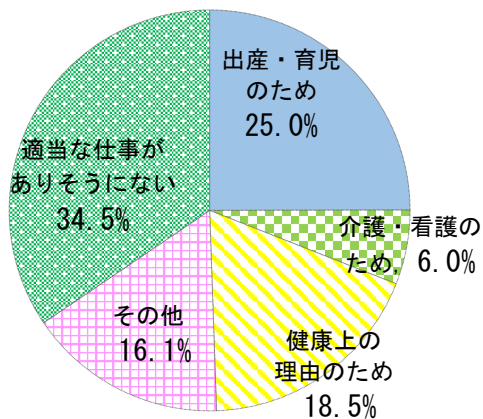
（国勢調査（各年））

#### (4) 女性の就業希望状況

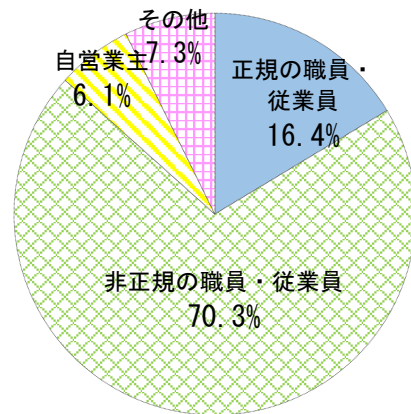
令和3年における全国の女性の非労働力人口は2,636万人で、そのうち171万人が就業を希望しながら求職していません。

それらの人が現在求職していない理由としては、「適当な仕事がありそうにない」が34.5%で最も多くなっています。

【求職していない理由別】



【希望する就業形態別】

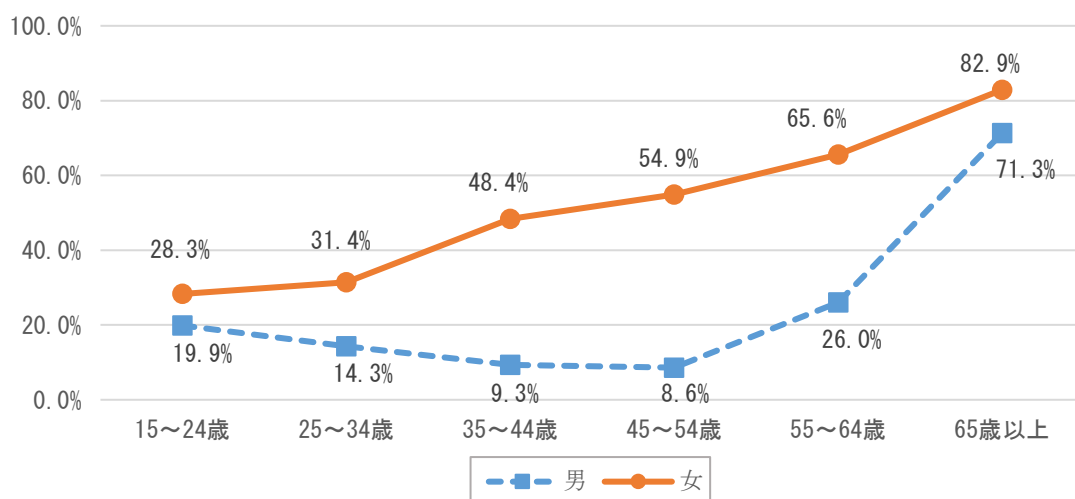


(男女共同参画白書令和4年版)

#### (5) 非正規雇用者の割合

男性は30歳代後半から50歳代前半にかけて非正規雇用の割合が低く、女性は30歳代後半から5割近くになり、年齢とともに割合は高くなっています。

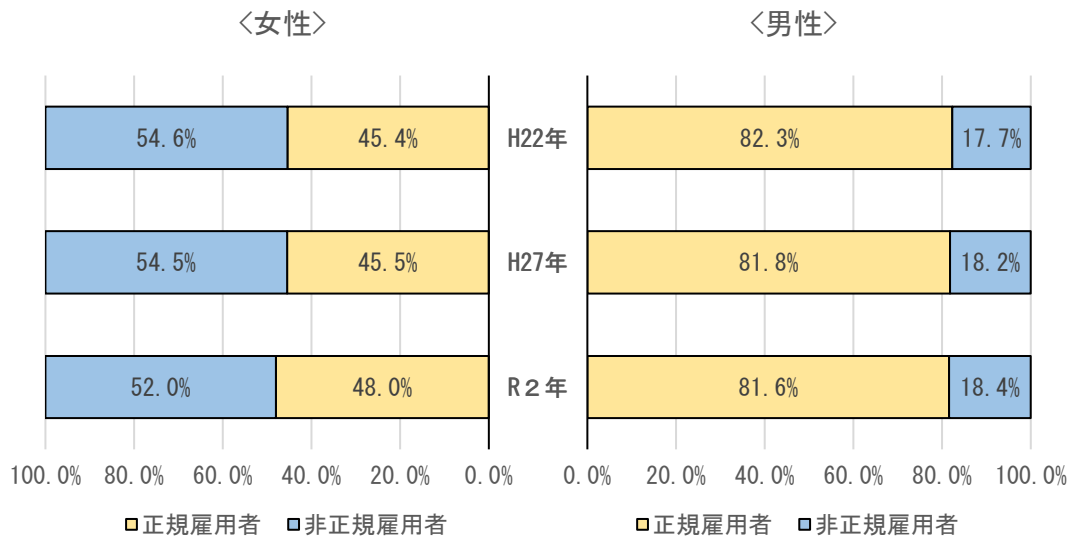
年齢階級別非正規雇用労働者の割合（令和4年）



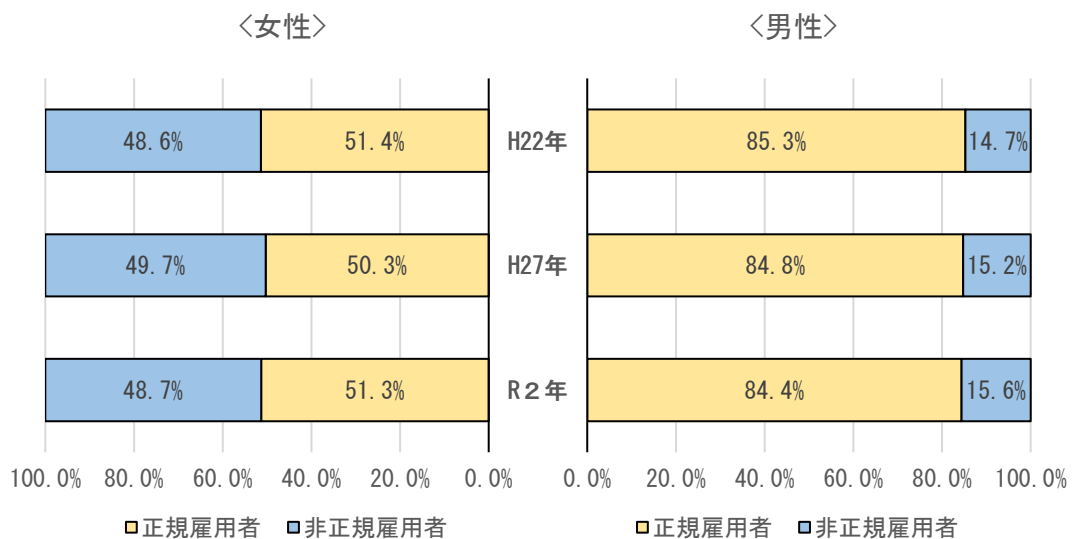
※「非正規の職員・従業員」が役員を除く雇用者に占める割合  
(労働力調査 詳細集計 2022年(令和4年))

正規・非正規雇用者の割合の推移をみると、男性より女性の非正規雇用者の割合が高くなっています。

### 正規・非正規雇用者の割合の推移（全国）



### 正規・非正規雇用者の割合の推移（鹿屋市）



（国勢調査（各年））



## 2 国や県の主な動き

### (1) 国の動き

- ・平成11年6月 … 男女共同参画社会基本法制定
- ・平成13年4月 … 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律制定
- ・平成27年9月 … 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律制定
- ・平成30年5月 … 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律制定
- ・平成30年6月 … 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律制定
- ・令和元年5月 … 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律制定
- ・基本計画策定 … 第1次～第5次男女共同参画基本計画を策定し(第1次:H12.12～第5次:R2.12)、これらに基づく取組を推進
- ・令和4年5月 … 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律制定
- ・令和5年5月 … 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律(令和5年改正法)制定
- ・令和5年6月 … 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律制定

### 第5次基本計画における重点的に取り組む個別分野等

#### I あらゆる分野における女性の参画拡大

- ① 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- ② 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和
- ③ 地域における男女共同参画の推進
- ④ 科学技術・学術における男女共同参画の推進

#### II 安全・安心な暮らしの実現

- ① 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- ② 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備
- ③ 生涯を通じた健康支援
- ④ 防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進

#### III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

- ① 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
- ② 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進
- ③ 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

## (2) 県の動き

- ・平成13年12月 … 鹿児島県男女共同参画推進条例制定
- ・平成18年3月 … 鹿児島県配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画策定
- ・平成29年3月 … 鹿児島県女性活躍推進計画を策定
- ・基本計画策定 … 「かごしまハーモニープラン」(H11.03)、第1次～第4次鹿児島県男女共同参画基本計画を策定し(第1次:H20.3～第4次:R5.3)、男女共同参画社会の形成に向けた取組を推進

### 第4次基本計画の重点目標等

#### 【男女共同参画社会の形成を通して目指す姿】

一人ひとりの人権が尊重され

- 多様な生き方が選択でき、個性や能力が発揮できる社会
- 誰もが安心して暮らすことができる地域社会

#### 【重点目標】

- ① 男女共同参画社会の形成に向けた固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の解消、教育・学習の推進
- ② 誰もが能力を発揮しながら希望する働き方ができる環境整備
- ③ 生涯を通じた健康支援
- ④ 男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶
- ⑤ 男女共同参画の視点に立った、生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備
- ⑥ 男女共同参画の視点に立った地域づくりの推進

#### 【戦略的取組】 (※重点目標を実現するための分野横断的な取組)

- ① 子どもの頃からの男女共同参画の理解促進や、多様な選択を可能にするための教育現場における取組
- ② 男女共同参画の視点に立った地域づくりに向けた取組
- ③ あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大に向けた取組

### 3 持続可能な開発目標（SDGs）への対応について

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals の略称）とは、平成 27（2015）年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載されている、2030 年までに達成すべき国際社会全体の目標です。同アジェンダでは、17 のゴールのうち 5 番目に「ジェンダー平等とすべての女性・女児のエンパワーメント」が掲げられ、性別による差別をなくし、男女が平等に権利・機会・責任を分かち合える社会を作ること、女性が自ら主体的に行動することにより、状況を変える力をつけることを目標としています。そして、この「ジェンダー平等」と「女性のエンパワーメント」は、持続可能な社会・経済・環境を目指す SDGs すべての目標の実現への基盤となり、不可欠なものとしてされています。

男女共同参画社会基本法第 7 条及び鹿屋市男女共同参画推進条例第 3 条第 6 号では、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならないとしています。本市では、国際社会の共通目標である SDGs を念頭に置きながら、男女共同参画の施策の推進を図ります。



#### 4 市民意識調査等から見える現状・課題

重点目標 (現行)	現状・課題	重点目標事項 (中間見直し)
I あらゆる分野における男女共同参画・女性活躍の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>仕事と生活の調和が困難（男性も男女共同参画の担い手）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性の就業への意識について、「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」が最多（増加）にもかかわらず、家事、育児、家族の介護など、依然として家庭における妻の負担が大きい。（A）</li> </ul> </li> </ul>	あらゆる分野における男女共同参画・女性活躍の推進
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>政策・方針決定過程への女性の参画が少ない</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「国政や県・市政の場」で、女性の意見が反映されていると感じている人は2割程度（A）</li> <li>・審議会等における女性委員の比率は若干の増加傾向（A）（目標 R10:35%、現状 R4:30.5%）</li> <li>・事業所の管理職における女性の割合は、前回（H29）調査時と比較すると、20%程度で横ばい（B）</li> </ul> </li> </ul>	<u>政策・方針決定過程への女性の参画拡大</u>
II 男女の人権が尊重され安心して暮らせる社会づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>安心して暮らしにくい社会</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり親家庭は、仕事と家庭の両立も難しく、生活上の困難や課題を抱えやすい傾向がある。</li> <li>・性的少数者、障がい者、外国人であること等を理由に社会的困難を抱えている人が、性差により更に複合的な困難を抱える傾向がある。</li> <li>・災害等の非常時に、男女共同参画に係る課題が顕在化</li> </ul> </li> </ul>	一人ひとりの人権が尊重され安心して暮らせる社会づくり
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>性差に応じた健康についての理解が不足</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「性に関すること」についての正しい知識を広めることが必要と思う女性は9割強（C）</li> <li>・「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」（性と生殖に関する健康と権利）という言葉を知らない人が75.6%（A）</li> </ul> </li> </ul>	<u>生涯を通じた健康支援</u>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>性別に起因する暴力がある</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者等から身体的、精神的、性的暴力のいずれかについて、女性の約4人に1人が被害経験あり（増加）。（A）</li> <li>・DV被害にあった際にどこ（だれ）にも相談しなかった人は半数近く（43%）で、市機関等への相談割合は低い。（A）</li> </ul> </li> </ul>	<u>性別に起因するあらゆる形態の暴力の根絶</u>
III 男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>男女の地位の不平等感（根強い固定的性別役割分担意識）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「社会通念、慣習・しきたりなど」や「地域社会の中」における男女の地位の平等感については、男性優遇と感じている人が多い（増加）。（A）</li> <li>・「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである。」という考え方（固定的な性別役割分担意識）については、『反対』（否定）割合が増加（A）</li> </ul> </li> <li>● <b>性的少数者への理解不足</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「LGBT」という言葉を「知らない」「詳しくは知らない」と答えた人が約4割（A）</li> <li>・性的少数者の理解増進に向けた法律の成立（R 5年6月）</li> </ul> </li> </ul>	男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成

※令和4年 男女共同参画に関する市民意識調査結果・・・（A）

令和3年 男女共同参画及び女性活躍に関する事業所及び従業員アンケート調査結果・・・（B）

令和4年 生理に関するアンケート調査結果・・・（C）

## 第3章 計画の概要

# 1 基本理念と計画のめざす姿

この計画は、「鹿屋市男女共同参画推進条例」第3条に規定する基本理念に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた本市の基本的方向や重点目標などを定めるものです。

## めざす姿

一人ひとりが 支え合い 認め合い 笑顔あふれるまち かのや

## 基本的方向

参画しやすい  
環境づくり

安心できる  
社会づくり

人権に配慮する  
人づくり

※基本的方向は、施策全体にかかる包括的なものとして位置づけ

## 基本理念

男女の人権の尊重

社会における制度  
又は慣行による  
影響への配慮

政策等の立案及び  
決定への共同参画

家庭生活における  
活動と他の活動の  
両立

男女の性についての  
理解と配慮

国際的協調

(鹿屋市男女共同参画推進条例第3条)

## 2 計画の体系

男女共同参画の実現に向けた基本的方向については、「参画しやすい環境づくり」「安心できる社会づくり」「人権に配慮する人づくり」と設定し、重点目標については、市条例の基本理念を踏まえ、次の事項を位置付け、施策推進に取り組みます。

参画しやすい環境づくり・安心できる社会づくり・人権に配慮する人づくり	重点目標	施策の方向	
	1 あらゆる分野における男女共同参画・女性活躍の推進	<ol style="list-style-type: none"> <li>あらゆる場における男女の参画促進</li> <li>仕事と生活の調和が図れる環境整備の促進</li> <li>職業生活における女性の活躍を促進する取組への支援</li> </ol>	女性活躍推進計画
	2 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	<ol style="list-style-type: none"> <li>政策・方針決定過程への女性の参画拡大に向けた環境整備の促進</li> <li>女性の能力発揮のための支援</li> </ol>	
	3 一人ひとりの人権が尊重され安心して暮らせる社会づくり	<ol style="list-style-type: none"> <li>生活上の困難を抱えやすい人々が安心して暮らせる環境の整備</li> <li>防災の分野における男女共同参画の推進</li> </ol>	
	4 生涯を通じた健康支援	<ol style="list-style-type: none"> <li>生涯にわたる包括的な健康支援</li> <li>リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）を踏まえた妊娠・出産等に関する健康支援と性に関する正しい理解の促進</li> </ol>	配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画
	5 性別に起因するあらゆる形態の暴力の根絶	<ol style="list-style-type: none"> <li>性別に起因するあらゆる暴力を容認しない社会環境の醸成</li> <li>配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援</li> </ol>	
	6 男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成	<ol style="list-style-type: none"> <li>固定的な性別役割分担意識に基づく慣行の改善や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の解消</li> <li>男女共同参画に関する教育・学習の推進</li> <li>性の多様性についての理解促進</li> </ol>	



## 基本理念

(鹿屋市男女共同参画推進条例第3条)

### ■ 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。

### ■ 社会における制度又は慣行による影響への配慮

社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の自由な選択に対して、影響を及ぼすことのないように配慮されること。

### ■ 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野で方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

### ■ 家庭生活における活動と他の活動の両立

家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるように配慮されること。

### ■ 男女の性についての理解と配慮

全ての人々がそれぞれの性に関する身体的特徴についての理解を深め、妊娠、出産、その他の性と生殖に関する事項について、自らの意思が尊重された上で、生涯にわたり健康な生活を営むことができるように配慮されること。

### ■ 国際的協調

男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮して、国際的協調の下に行われること。

※本計画における「男女共同参画の視点」については、上記の基本理念を踏まえた立場や観点のことをいいます。



## 第4章 計画の内容

# 重点目標 1 あらゆる分野における男女共同参画・女性活躍の推進

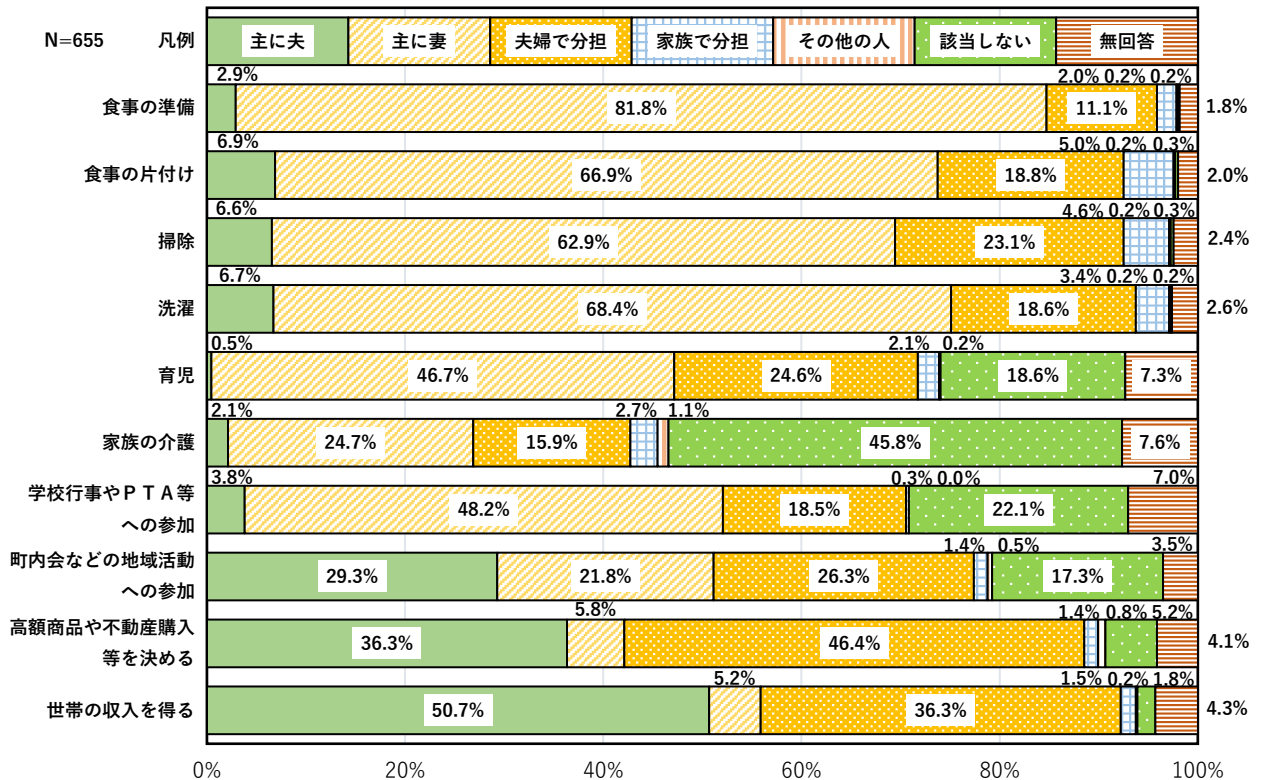
## 施策の方向 1 あらゆる場における男女の参画促進

職場・家庭・地域等あらゆる場において、男女共同参画を進めることは、女性が個人としての能力を発揮するための前提となります。男女ともに家庭責任を担う主体となるよう男性の家庭生活への参画を図ります。

また、社会経済情勢の変化に伴い、地域社会を取り巻く状況も変わってきており、「共助」の役割を担う力として、町内会等の地域コミュニティに期待される役割は大きくなっています。しかしながら、それらの組織が固定的な性別役割分担意識に基づく慣行によって運営されると、家族形態やライフスタイルの多様化等に伴う地域社会の変容に柔軟に対応することが困難になり、若い世代や単身世帯等の地域との関わりが希薄化するだけでなく、地域活動への参加の機会を阻む要因にもなりかねません。

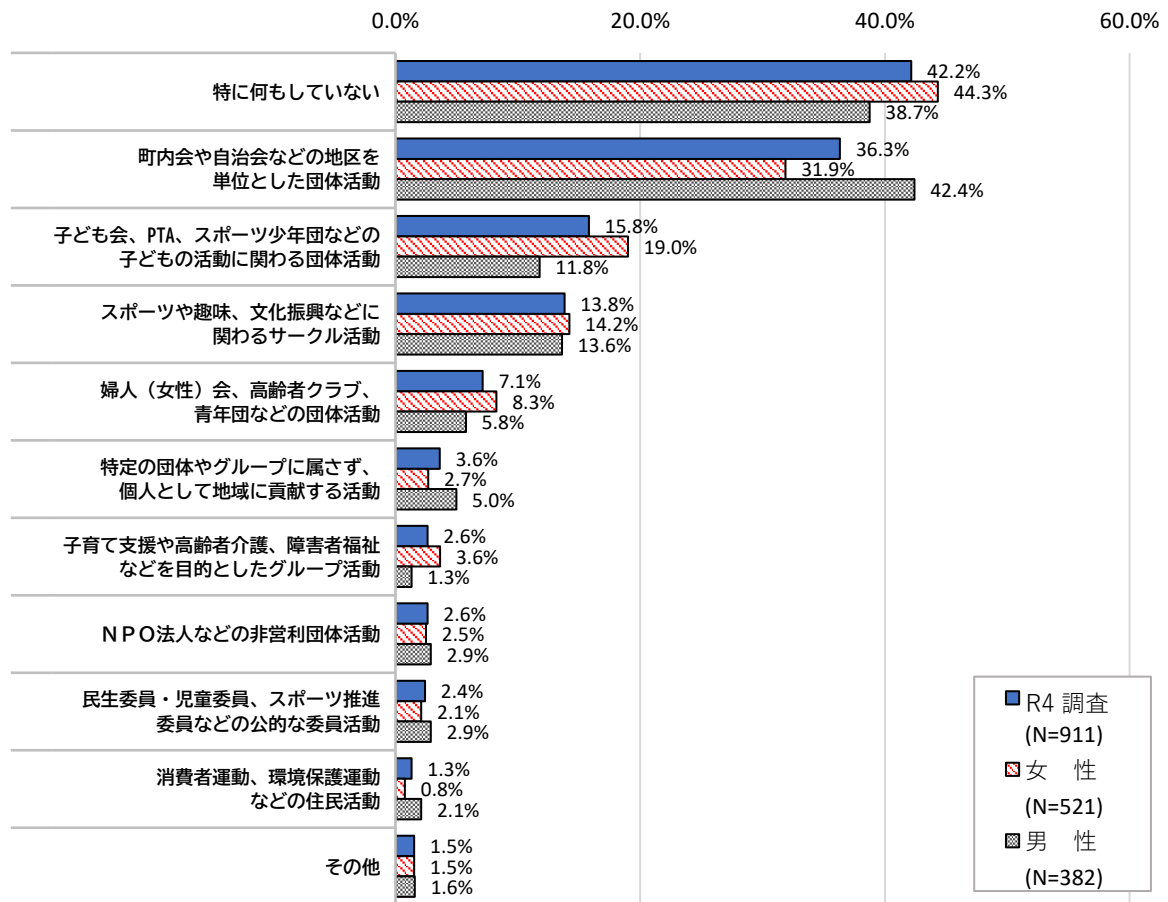
このようなことから、地域や市民団体等の活動における固定的な性別役割分担意識に基づく慣行の見直しに向けた広報・啓発や学習機会の提供、男女共同参画の視点に立った多様な主体の連携による地域コミュニティづくりの取組を支援します。

### 家庭における役割分担



(令和4年鹿屋市男女共同参画に関する市民意識調査)

### 地域における活動等への参加状況



(令和4年鹿屋市男女共同参画に関する市民意識調査)

具体的施策	施策の内容
家庭生活における男女共同参画の推進	男女ともに家庭責任を担う主体となるよう、家事・育児等家庭生活への男性参画の促進や各種休暇取得が推進されるよう広報・啓発に取り組みます。
男女共同参画の視点に立った地域づくりや、社会活動における男女共同参画の推進	すべての地域住民が男女共同参画の視点を持って様々な形で地域活動に参画できる機会や環境づくりに取り組みます。 また、市民団体等との連携・協働を図り、男女共同参画を推進する人材を育成し、その基盤づくりに努めます。

主な事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○講演会や出前講座、お届けセミナー等による理解促進</li> <li>○「共生・協働によるまちづくり」を推進するための支援</li> </ul>
------	---

## 施策の方向2 仕事と生活の調和が図れる環境整備の促進

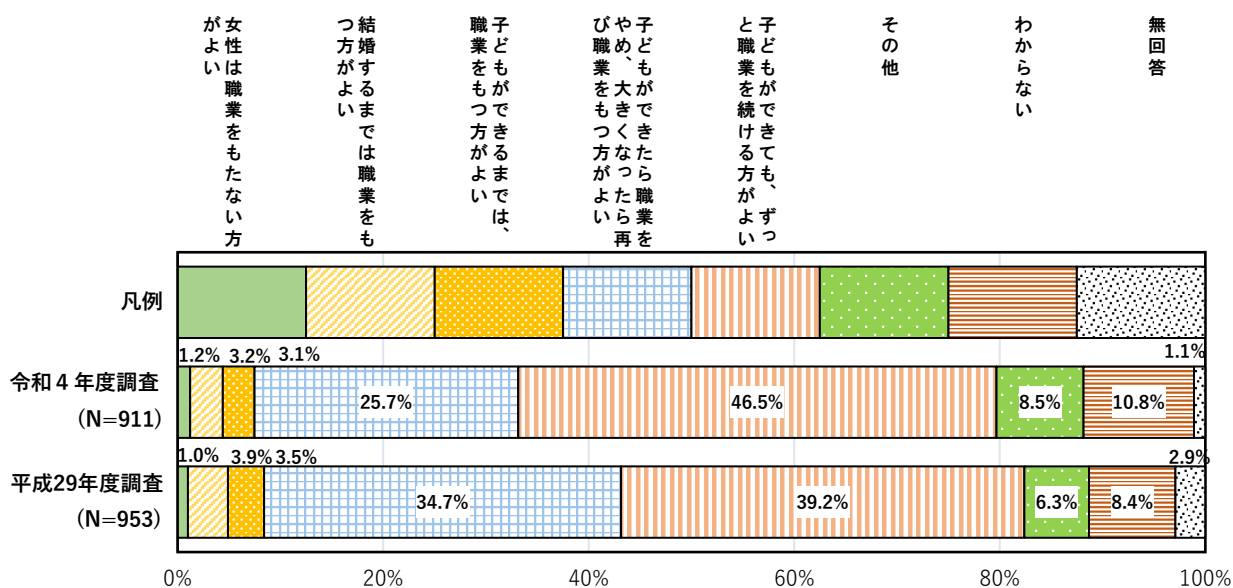
就業は生活の経済的基盤であるとともに、自己実現につながるものです。令和4年に実施した市民意識調査の結果では、女性が職業を持つことについて「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」(46.5% 前回調査より7.3ポイント増加)と回答した人の割合が最も高く、次いで「子どもができたなら職業をやめ、大きくなったら再び、職業を持つ方がよい」(25.7% 前回調査より9ポイント減少)の順となっていますが、依然として出産・育児等を理由に多くの女性が離職しています。

働きたい人全てが、仕事と子育て・介護・社会活動等を含む生活との二者択一を迫られることなく働き続け、職業能力開発やキャリア形成の機会を得ながらその能力を十分に発揮するためには、出産・育児・介護等への対応も含め、多様で柔軟な働き方等を通じた仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)がますます重要となります。

家事・子育て・介護等の多くを女性が担っているという現状を踏まえると、それらを男女が共に担うべき共通の課題とし、男性が家事・子育て・介護等に参加できるような環境改善に向け、事業所及び市民の意識啓発等に取り組む必要があります。

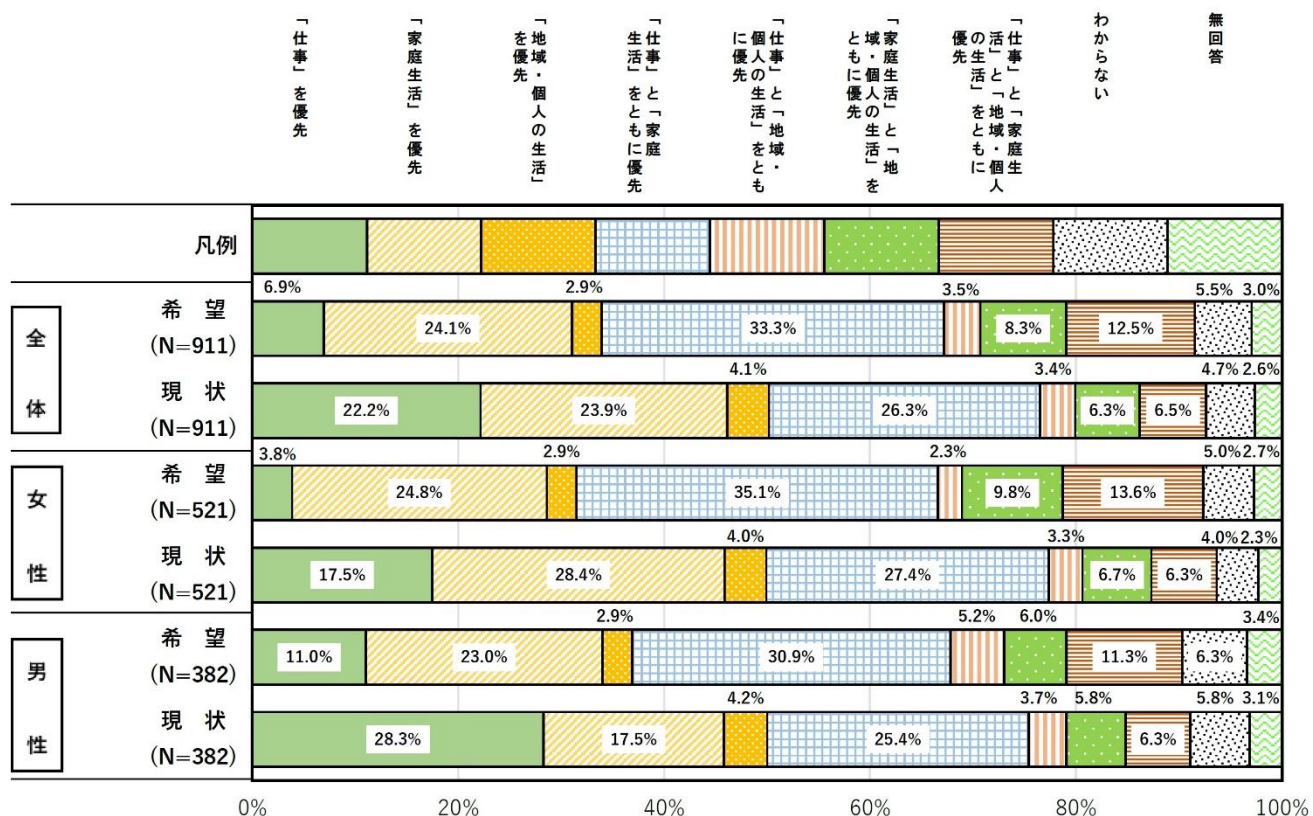
性別にかかわらず一人ひとりの生き方、働き方の多様な選択が尊重されるとともに、それぞれが家庭生活における役割を果たしつつ、希望する働き方で就業継続ができるよう、仕事と生活の調和が図れる環境改善に向けた取組を進めます。

女性が仕事をもつことについての意識



(令和4年鹿屋市男女共同参画に関する市民意識調査)

## 仕事、家庭生活、地域活動の優先度



(令和4年鹿屋市男女共同参画に関する市民意識調査)

具体的施策	施策の内容
男女ともに希望する仕事と生活の調和が図れる環境整備の促進	経営者・管理職等に対し、長時間勤務等を背景とした労働慣行及び固定的な性別役割分担意識の見直しの必要性について理解が図られるよう、各種制度の周知やセミナー開催等に取り組みます。
多様な就業形態に対応する就業環境等の取組支援	正規雇用・非正規雇用など多様な就業形態の労働者に対して公正な処遇や働きやすい就業環境が推進されるよう、各種制度や取組事例等の情報提供に努めます。
多様なライフスタイルに対応する子育てや介護の支援	子育て世代の多様なライフスタイルに対応できる保育サービスや子育て支援策の充実等を図り、仕事と子育ての両立のための環境の整備を進めます。 併せて、介護に必要な家庭の多様なニーズに対応するため、介護サービスの充実や介護保険制度の広報啓発等に努めます。

主な事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業所向けのセミナーやパンフレット等による広報・啓発</li> <li>○各種制度や取組事例等の情報提供</li> <li>○ニーズに応じた子育てや介護サービス等の充実</li> </ul>
------	---

### 施策の方向3 職業生活における女性の活躍を促進する取組への支援

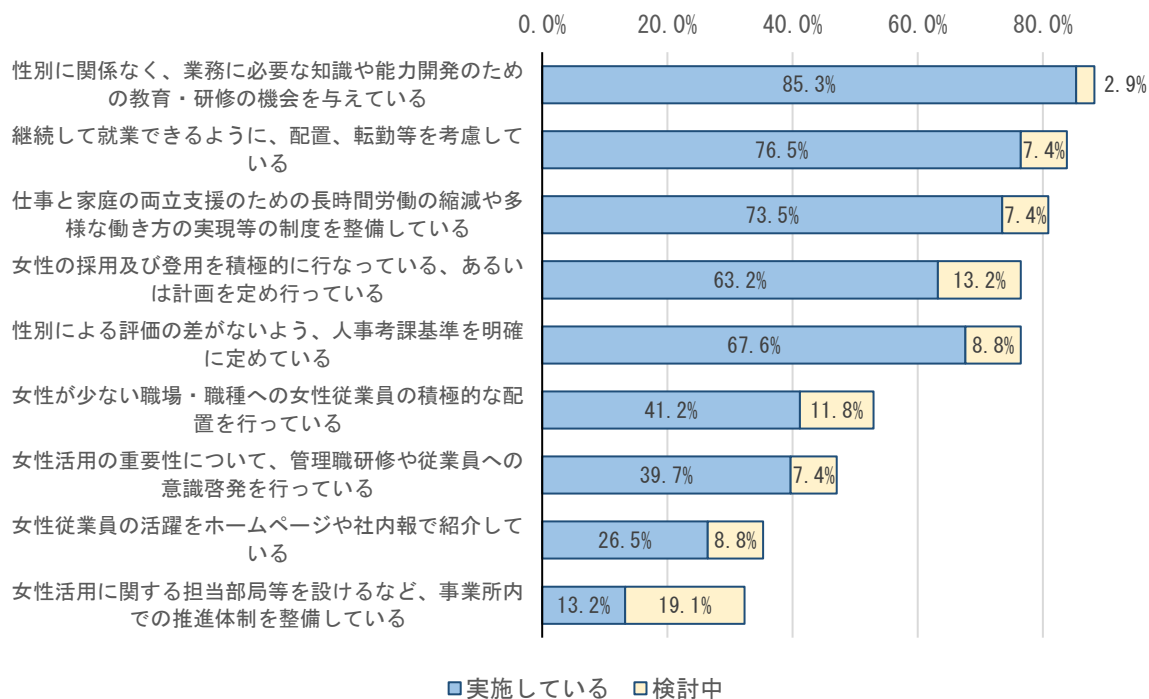
令和3年に実施した事業所及び従業員アンケート調査によると、事業所における女性活躍推進のための積極的改善措置（ポジティブ・アクション）は、「性別に関係なく、業務に必要な知識や能力開発のための教育・研修の機会を与えている」、「継続して就業できるように、配置、転勤等を考慮している」、「仕事と家庭の両立支援のための長時間労働の縮減や多様な働き方の実現等の制度を整備している」の順に取り組まれています。

職業生活における女性の活躍を促進するためには、性別による差別的取扱い、職場における様々なハラスメント、妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱いをなくし、男女の均等な機会及び待遇を確保することや、女性活躍推進のための積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進等、職場における女性の参画拡大や男女間格差の是正が不可欠です。

農林水産業や商工業等の自営業の分野においても、男女が均等な機会と待遇の下で能力を発揮できる環境の整備や経営への女性の参画促進などの取組が必要です。

このようなことから、企業等における男性中心型労働慣行の見直しや女性の活躍を促進する取組の支援及び農林水産業・商工自営業等における固定的な性別役割分担意識に基づく就業慣行の見直しが重要であることから、意識改革のための啓発や情報提供等の支援に取り組めます。

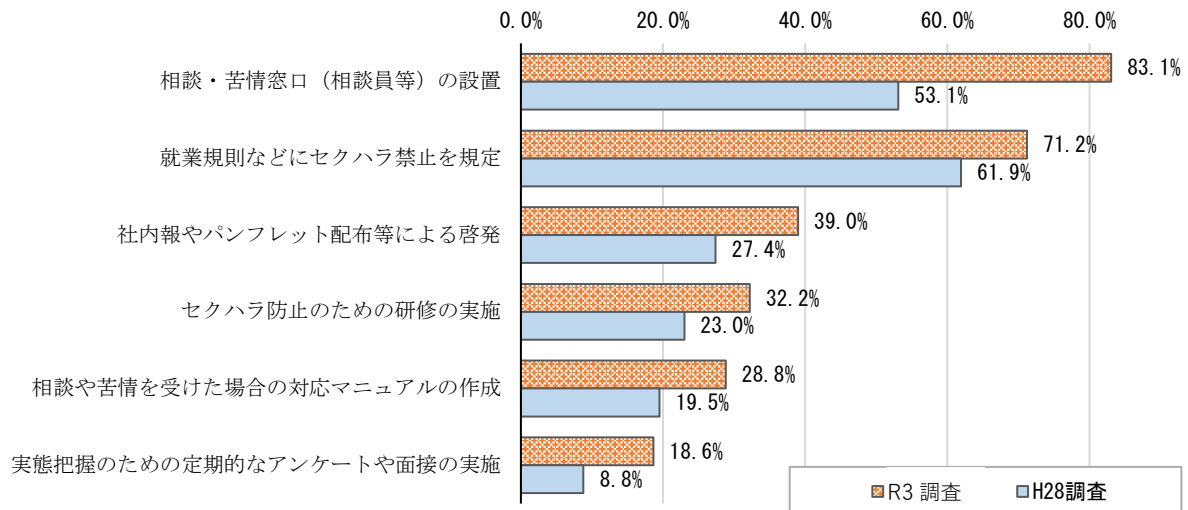
#### 女性活躍推進のための積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の実施状況



（令和3年鹿屋市男女共同参画および女性活躍推進に関する事業所及び従業員アンケート調査）

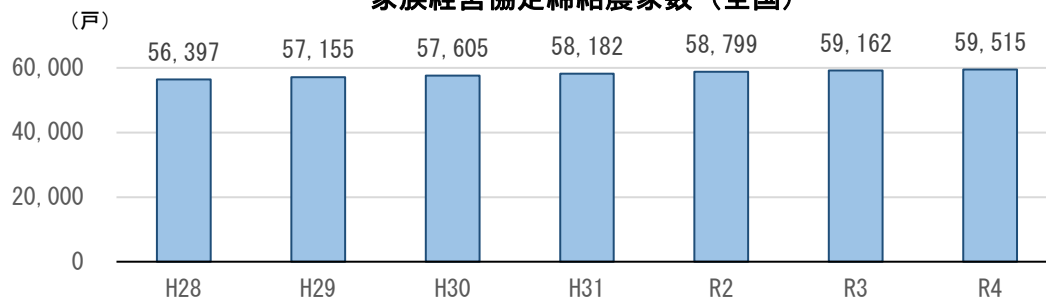


### 事業所で行っているセクシュアル・ハラスメント防止のための取組



（令和3年鹿屋市男女共同参画および女性活躍推進に関する事業所及び従業員アンケート調査）

### 家族経営協定締結農家数（全国）



（令和4年度家族経営協定締結農家調査）

具体的施策	施策の内容
企業等における男性中心型労働慣行の見直し	経営者・管理職等に対し、男女の均等な機会と待遇の確保、固定的な性別役割分担意識に基づく雇用慣行の見直し、ハラスメント防止対策及びメンタルヘルスの確保に向けて、関係法令や制度に関する情報提供や啓発に取り組みます。
企業等における女性の活躍を促進する取組の支援	経営者・管理職等に対し、女性が活躍できる環境を整えるためのセミナーや関係法令・制度に関する情報提供等、県や関係機関と連携した取組を行います。
農林水産業・商工自営業における固定的な性別役割分担意識に基づく就業慣行の見直し	農林水産業や商工自営業において、男女ともに働きやすい就業環境への見直しやワーク・ライフ・バランスの促進、経営への女性の参画が促進されるよう、各種制度の周知や、セミナー開催等に取り組みます。

主な事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○セクシュアル・ハラスメント等防止に向けた広報・啓発</li> <li>○市役所特定事業主行動計画における取組推進</li> <li>○女性の認定農業者や家族経営協定締結の推進</li> </ul>
------	--

## 重点目標2 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

### 施策の方向1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大に向けた環境整備の促進

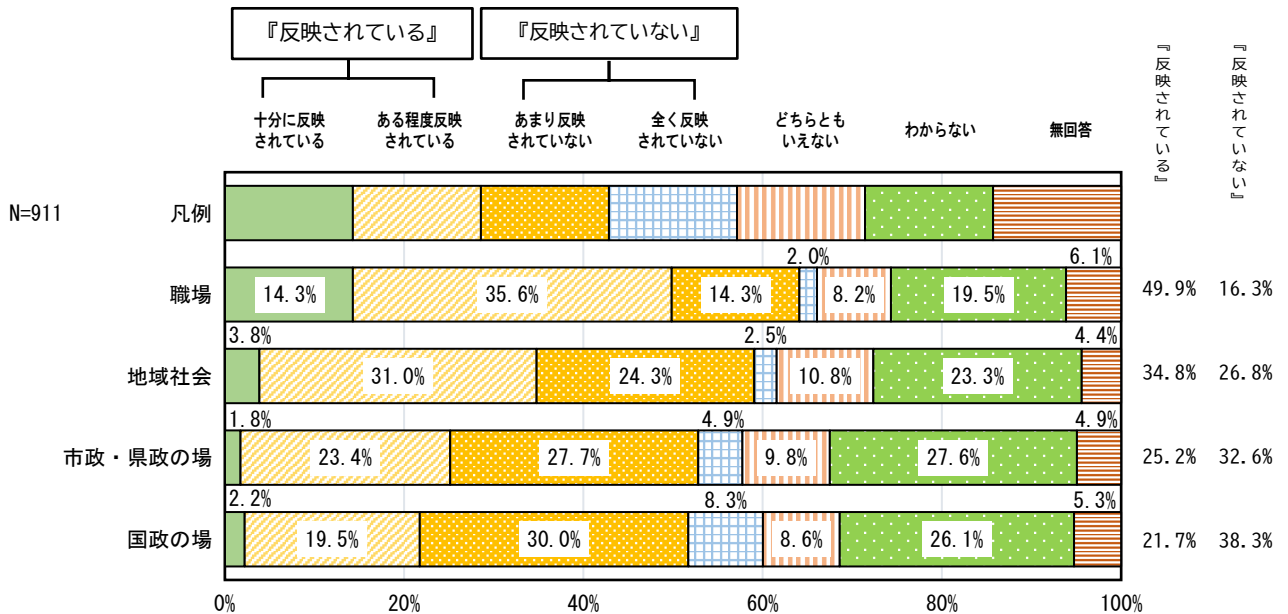
地域課題が多様化、複雑化している中、多様な考え方や意見を市政や地域活動などあらゆる分野の方針・意思決定過程に反映させることが求められています。

令和4年に実施した男女共同参画に関する市民意識調査では、政策・方針決定過程への女性の参画が少ない原因として、「組織運営が男性優位になっているため」(54.7%)と回答した人の割合が最も高く、次いで「女性の参画を積極的に進めよう意識している人が少ないため」(35.1%)、「家庭・地域・職場において、性別による固定的な役割分担意識や性差別意識があるため」(33.7%)の順になっています。

また、市議会における女性議員、本市の審議会等における女性委員、市職員における女性管理職等公的な分野だけでなく、企業や団体、地域活動の場などあらゆる分野において、政策・方針決定過程への女性の参画は、まだ十分とは言えない状況です。

市民一人ひとりが男女共同参画の意義について認識を深め、あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に向けた環境整備が図られるよう取組を進めます。

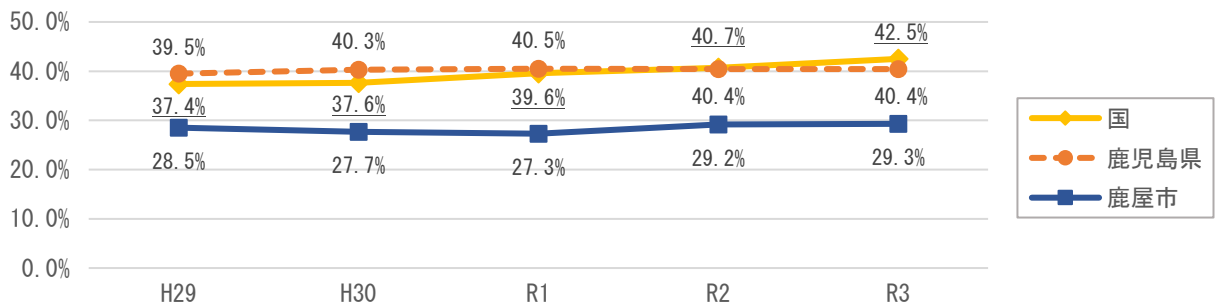
各分野における方針・施策を決める際の女性の意見の反映度



(令和4年鹿屋市男女共同参画に関する市民意識調査)

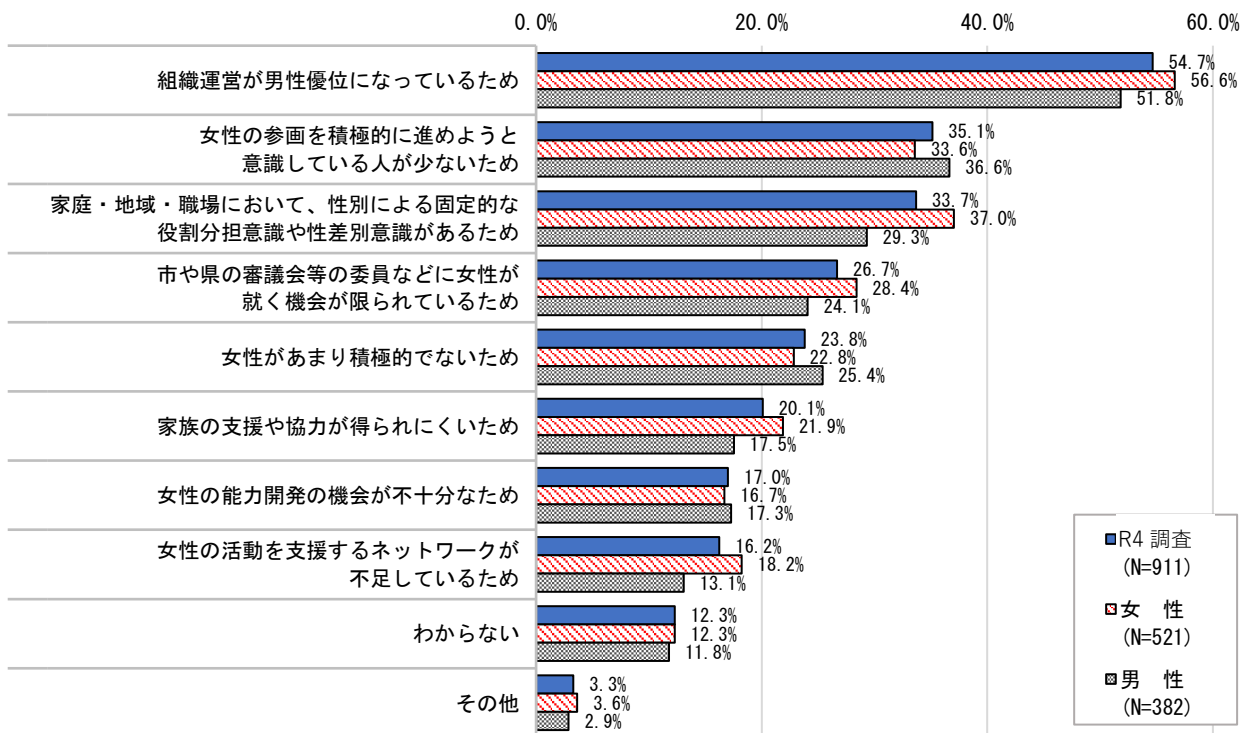


### 審議会等における女性委員の登用率



(国の審議会等における女性委員の参画状況調べ)  
(地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況)

### 政策・方針決定の場に女性が少ない理由



具体的施策	施策の内容
市の政策・方針決定過程への女性の参画の推進	市の施策に、より多くの女性の意見や視点が反映されるよう各種審議会等への女性委員のさらなる登用を推進します。
雇用の分野等あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の促進	あらゆる分野において多様な考え方や意見を反映させるため、研修会の開催や情報誌等を活用した啓発を行うなど女性の参画・登用拡大に向けた取組を推進します。

主な事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市の各種審議会等への女性委員の登用推進</li> <li>○情報誌等を活用した啓発や研修会の開催</li> </ul>
------	---

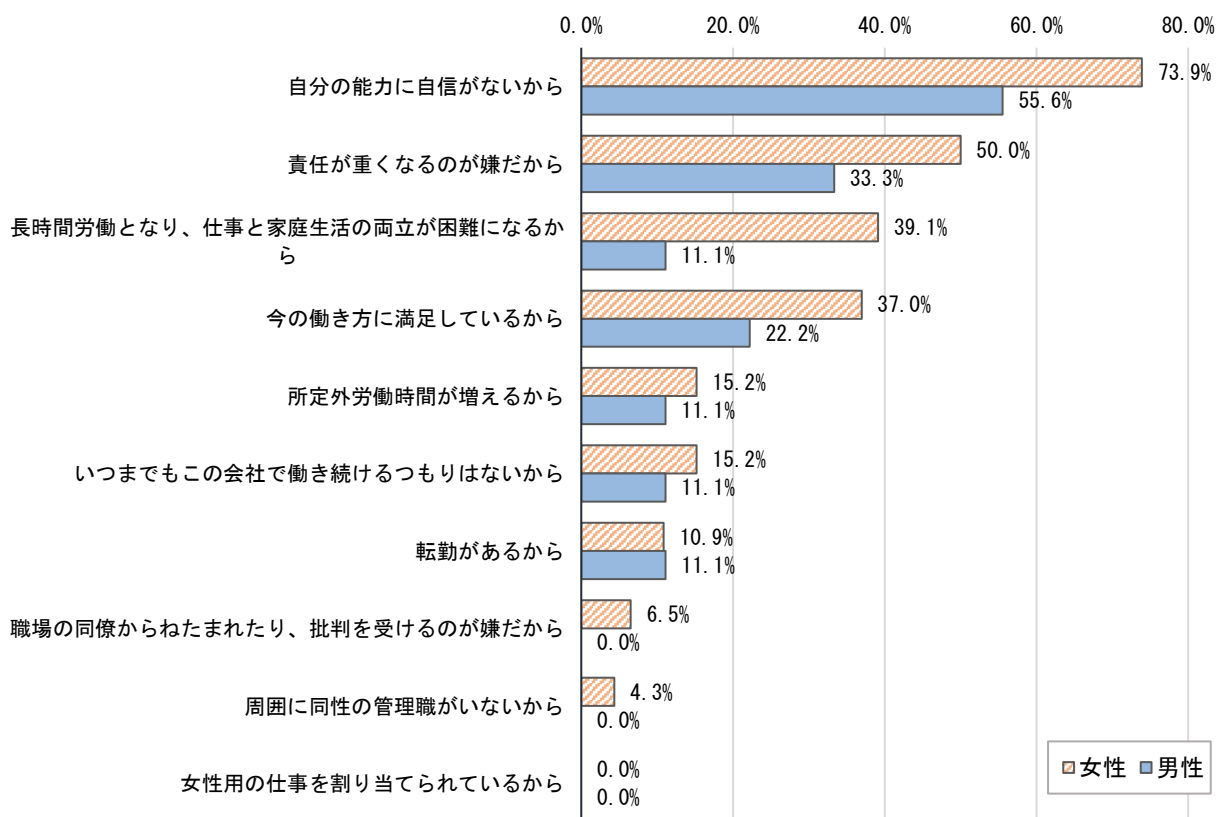
## 施策の方向 2 女性の能力発揮のための支援

令和3年に実施した事業所及び従業員アンケート調査によると、女性従業員が管理職に就きたくない理由として、「自分の能力に自信がない」、「責任が重くなるのが嫌」、「長時間労働となり、仕事と家庭生活の両立が困難になる」などが挙げられています。これは、子育て期における就業の制限又は中断が女性のキャリア形成の妨げとなり、職場で経験や知識を蓄積していないことや、仕事と家庭生活の両立の困難さ等が意欲の低下につながっているものと考えられます。

また、女性従業員のうち「キャリアアップを目指している」と回答した人は35.0%で、キャリアアップの実現に必要なものとして、「信頼できるメンターの存在」、「より自分の専門性を活かした働き方ができる職場環境」、「多様な業務の経験」と回答しています。

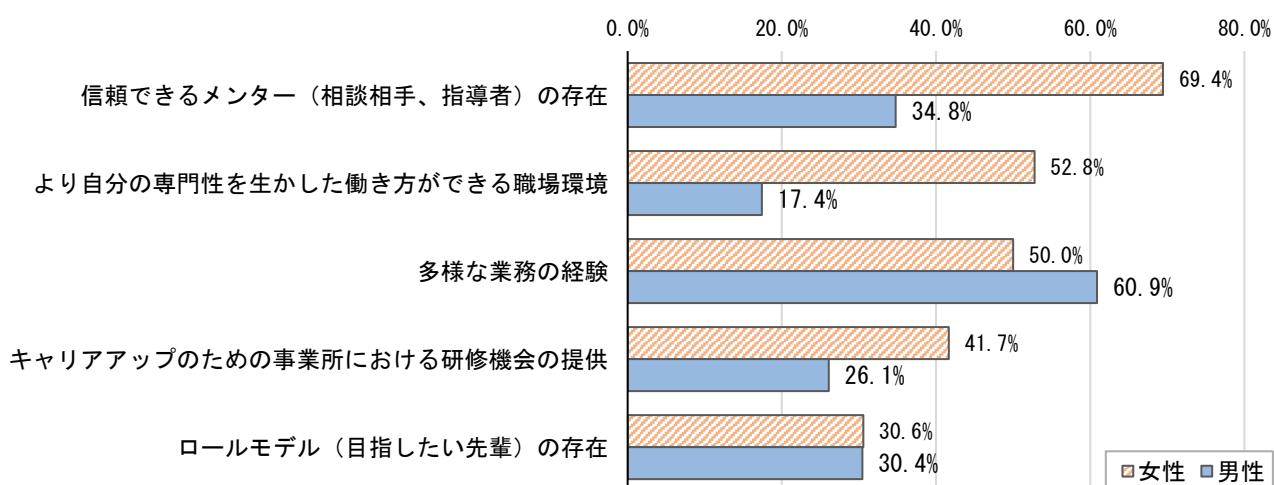
男女共同参画社会を実現するためには、職場環境改善に向けた取組を進める一方で、女性が自らの意識と能力を高め、行動していくことが必要です。正規・非正規といった雇用形態、自営業等の就業形態にかかわらず、自らの意思により働き又は働こうとするすべての女性が個人としての能力を十分に発揮できるよう、関係機関と連携し、就業及び再就職の支援や起業支援を行うとともに、キャリアアップのために必要な知識や情報の提供等の取組を進めます。

管理職につきたくない理由（従業員）



(令和3年鹿屋市男女共同参画および女性活躍推進に関する事業所及び従業員アンケート調査)

### キャリアアップの実現に必要なもの（従業員）



（令和3年鹿屋市男女共同参画および女性活躍推進に関する事業所及び従業員アンケート調査）

具体的施策	施策の内容
女性の人材育成とキャリア形成支援	あらゆる分野へ参画し、その個性と能力を発揮できる女性の人材を充実させるため、女性の人材育成、キャリアアップやネットワークづくりに向けた支援に取り組めます。
女性の就業・起業等への支援	女性の職業能力を高めるための知識・技術の習得、再就職・新規就業や起業へのチャレンジを希望する女性への情報提供、専門知識の習得等の支援に取り組めます。

主な事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○キャリアアップに関するセミナー等の開催</li> <li>○起業・創業等のための相談支援、各種セミナーの開催</li> </ul>
------	---

## 重点目標3 一人ひとりの人権が尊重され安心して暮らせる社会づくり

### 施策の方向1 生活上の困難を抱えやすい人々が安心して暮らせる環境の整備

非正規雇用労働者やひとり親家庭等、生活上の困難を抱える人の増加が見られる中、女性は出産・育児等により就業を中断する人や非正規雇用労働者が多いこと、賃金等の処遇に男女格差があること、配偶者等からの暴力やセクシュアル・ハラスメントの被害により社会生活に支障をきたすことなどにより、男性に比べて貧困などの生活上の困難に陥りやすくなっています。

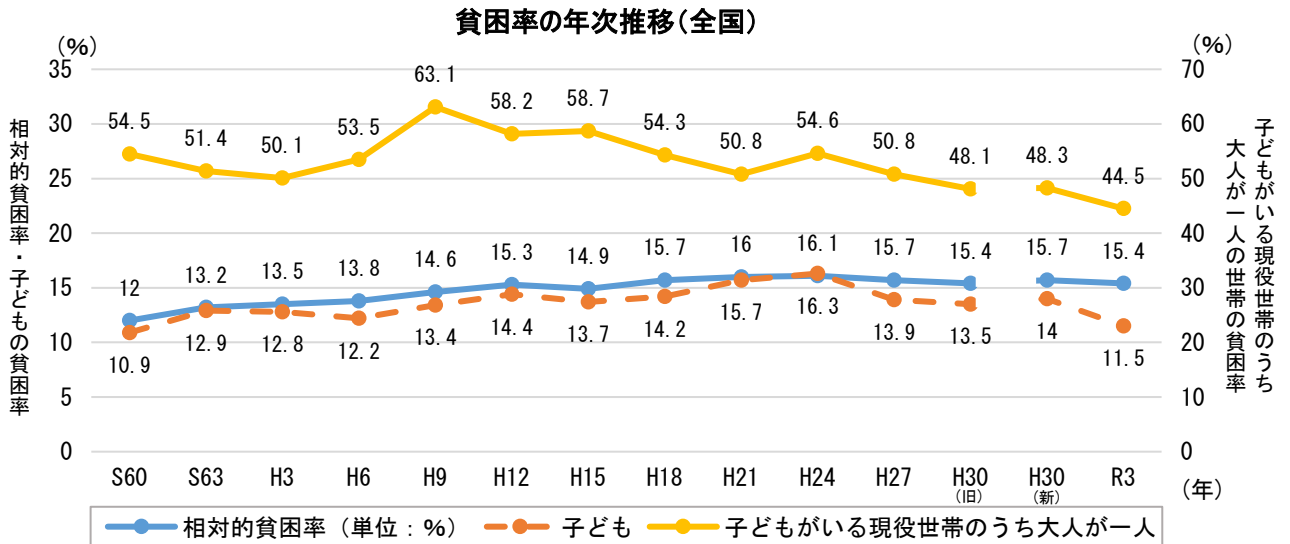
生活困窮、性犯罪・性暴力被害、家庭関係破綻（離婚等）など、女性をめぐる課題が複雑・多様化、複合化している中、新型コロナウイルス感染症の影響によりこうした課題が顕在化し、女性への包括的な支援の強化が課題となっています。特に、高齢単身女性の貧困については、高齢期に達するまでの働き方や家族の持ち方等のライフスタイルの影響が大きく、様々な分野における男女の置かれた状況の違いが凝縮され固定化されて現れることに留意した取組が必要です。

一方、男性の単身世帯や父子世帯、介護中の男性の中には地域からの孤立化等の問題を抱えている人も見られます。

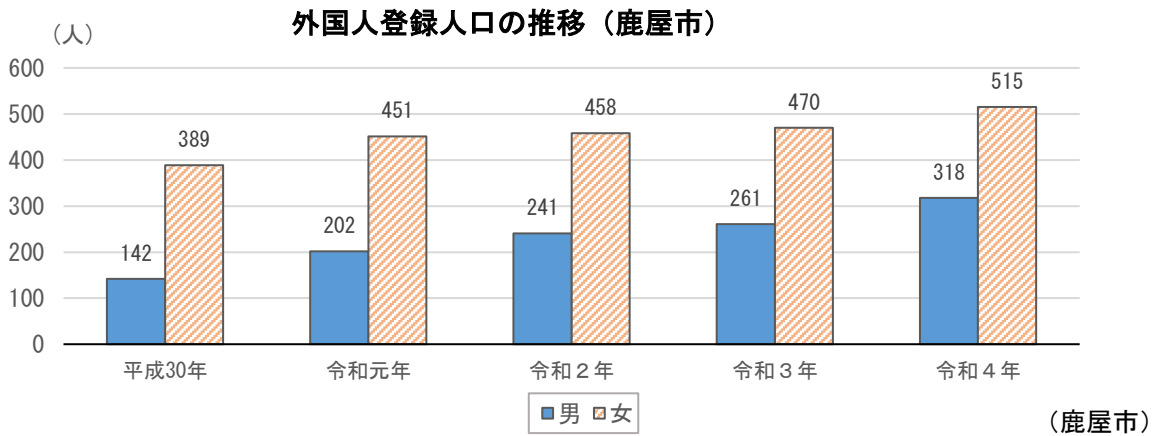
困難を抱える人の課題は、経済的困窮をはじめとして、就労活動困難、病気、家庭の問題など多岐にわたる様々な要因が絡み合っており、そのような中で、貧困の次世代への連鎖を断ち切るためには、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるよう、それぞれが有する問題や置かれた環境等を的確に捉えたきめ細やかな支援が必要です。

さらに、性的少数者であること、障がいがあること、外国人やルーツが外国であること等を理由とした社会的困難を抱えている場合、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見を背景に更に複合的な困難を抱える場合があります。

これらの生活上の困難を抱えやすい人々が、安心して暮らせるよう、男女共同参画の視点を踏まえた環境整備を進めます。



(厚生労働省 令和4年国民生活基礎調査の概況)



(鹿屋市)

具体的施策	施策の内容
生活上の困難に直面する女性等への支援	生活困窮状態や社会的孤立の状態にある女性等が安心して暮らし、自立した生活ができるよう支援を行います。
高齢者、障がい者等が安心して暮らすための支援	高齢者、障がい者等が安心して暮らし、意欲や適性に応じた社会参画・自立した生活ができるよう支援を行います。取組の実施に当たっては、男女の身体的性差やニーズの違いを踏まえた配慮を行います。
複合的に困難な状況に置かれている人々への対応・支援	高齢者、障がい者、在住外国人、性的少数者、子ども・若者等様々な要因により複合的な困難や課題に直面しやすい人々が安心して暮らせるよう支援を行います。

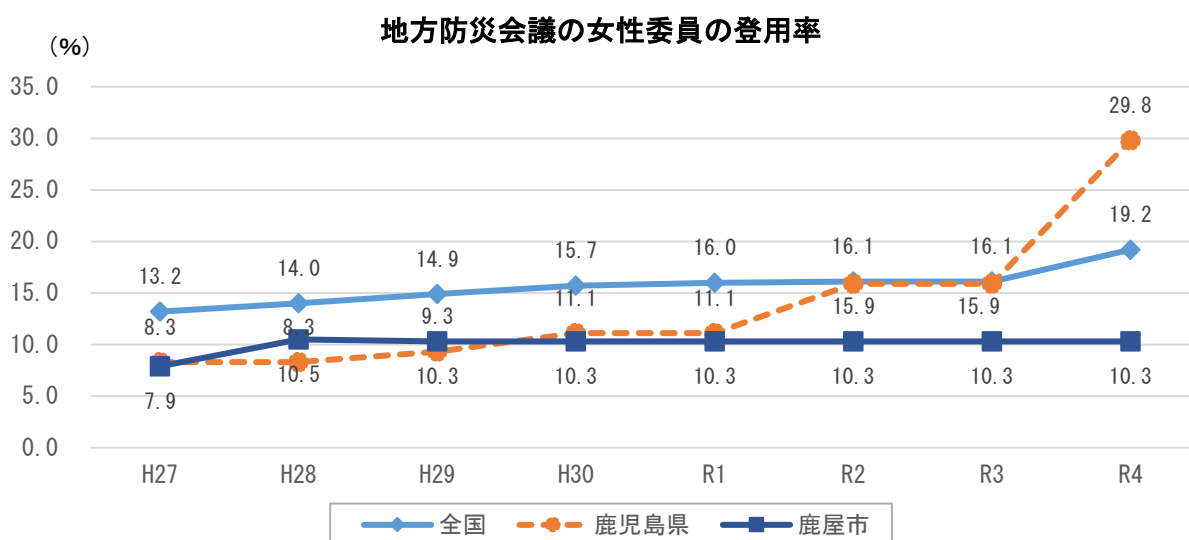
主な事業	○経済的な子育て支援	○高齢者や障がい者への生活支援
	○性的少数者への相談支援	○外国人に対する日常生活支援体制の構築

## 施策の方向 2 防災の分野における男女共同参画の推進

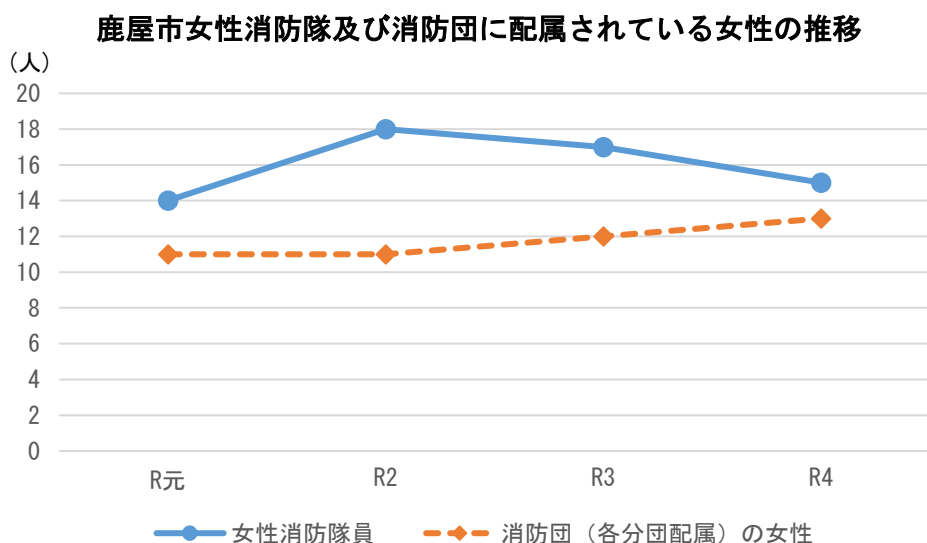
平常時における固定的な性別役割分担意識を反映して、災害後には、増大する家事、子育て、介護等の家庭責任が女性に集中することや、被災者支援や避難所運営にあたり、男女で異なるニーズや状況が配慮されず、被災者をさらに困難な状況に追い込む可能性が指摘されています。

また、災害時には地域社会の課題が一層顕著になって現れるため、平常時からあらゆる分野における男女共同参画の視点を取り入れた取組が、防災・復興を円滑に進める基盤となることを踏まえることが重要です。

そのため、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に向け、男性中心の防災分野への女性の参画拡大等の取組を進めます。



(内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況、鹿屋市」)



(鹿屋市)

具体的施策	施策の内容
防災・復興体制への女性の参画拡大	地域における多様な住民の視点を反映させるため、防災、復旧や復興に関わる政策・方針決定過程や防災の現場への女性の参画を推進します。
男女共同参画の視点に立った地域防災の推進	避難所運営や災害時に備えた物資の備蓄などの場面において、地域の実情や男女のニーズの違いに配慮する等、男女共同参画の視点に立った取組を行い、地域防災力の向上に努めます。

主な事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○女性消防隊活動の促進</li> <li>○女性や多様な立場の人に配慮した物資備蓄、避難所運営マニュアルの整備</li> </ul>
------	---

## 重点目標 4 生涯を通じた健康支援

### 施策の方向 1 生涯にわたる包括的な健康支援

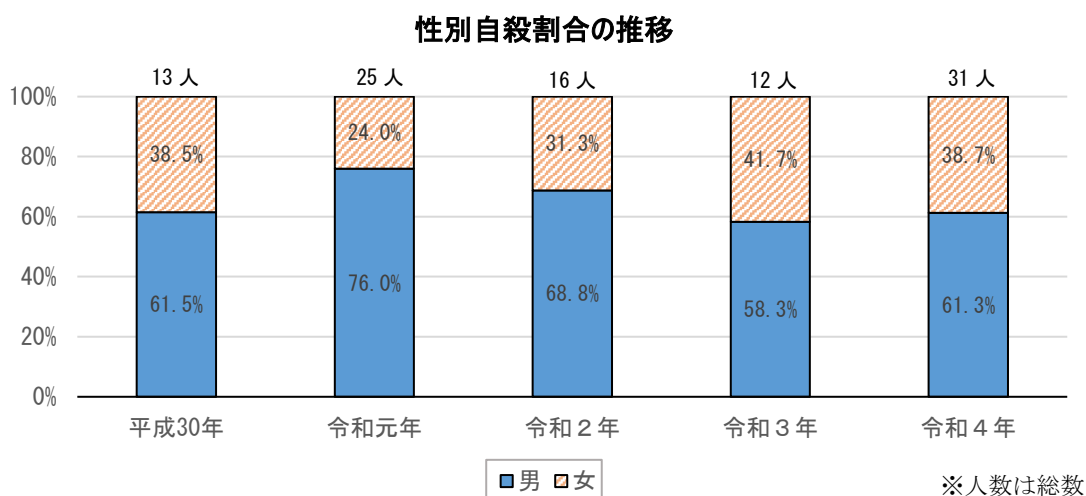
生涯を通じた健康の保持のためには、一人ひとりが心身及びその健康について主体的に行動し、正しい知識と情報を入手できるようにしていくこと、そして、性別により異なる健康上の問題に直面することについて十分に配慮することが必要です。

女性については、思春期、妊娠・出産期、更年期、老年期等人生の各段階によって心身の状況が大きく変化するという特性があり、長期的、継続的かつ包括的な観点に立った対策が必要です。

また、男性については、生活習慣病のリスクを持つ人の割合が高いにもかかわらず、悩みや問題を一人で抱え込むなど精神的に孤立しやすい傾向にあります。全国の自殺者の約7割は男性で、本市でも同様の傾向にあり、その原因となる「健康問題」「家庭問題」「経済・生活問題」等の背景に、男性自身の「男性としてあるべき姿」への捉われがあることに注視する必要があります。

このようなことから、男女共同参画の視点を踏まえ、性別にかかわらず、自殺予防も含めた心身の健康支援に係る取組を進めます。

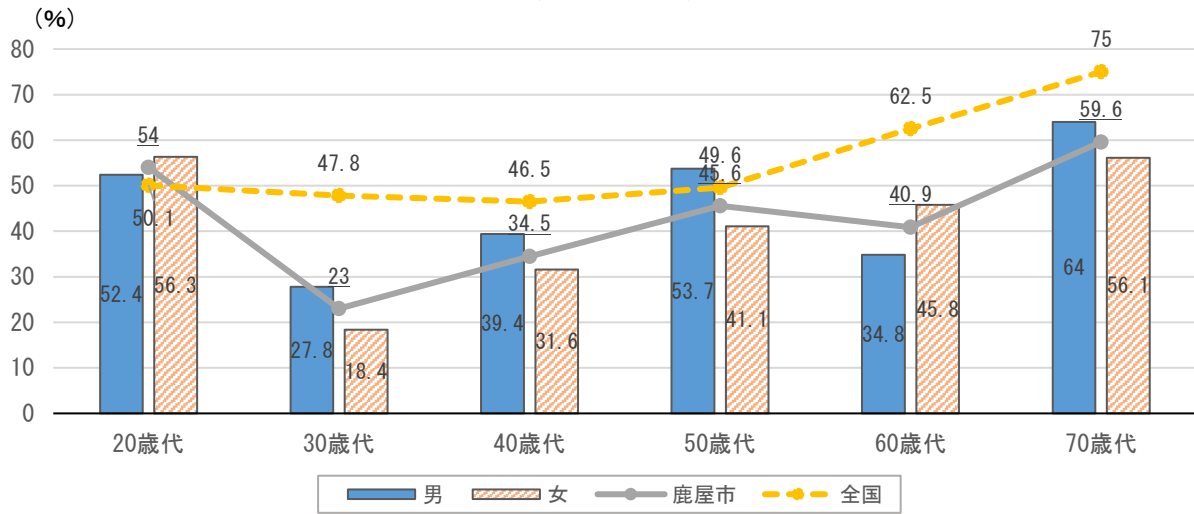
また、生涯にわたって健康を維持していくためには、運動・スポーツ習慣も欠かせないことから、全ての人が生涯を通じて健康づくりのためのスポーツ活動に取り組むことができるよう、男女共同参画の視点に立った活動の推進を図ります。



(鹿屋市)



### 1年間の運動・スポーツの実施率



(鹿屋市スポーツに関する市民意識調査 R元10月実施)

具体的施策	施策の内容
生涯を通じた心身の健康支援	全ての人が生涯を通じて、心身の健康を享受できる機会が確保できるよう、男女の性差に配慮した相談対応や検診受診率の向上、健康教育等に取り組みます。
男女共同参画の視点に立ったスポーツ活動の推進	生涯にわたる健康を確保するためには、運動習慣の有無が密接に関連することから、全ての人がスポーツを楽しむことができるよう、運動機会の提供を図ります。

主な事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○心の健康相談、体の健康相談、健康教育等の実施</li> <li>○各種検診の実施</li> <li>○生涯スポーツの推進</li> </ul>
------	---

## 施策の方向2 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）を踏まえた妊娠・出産等に関する健康支援と性に関する正しい理解の促進

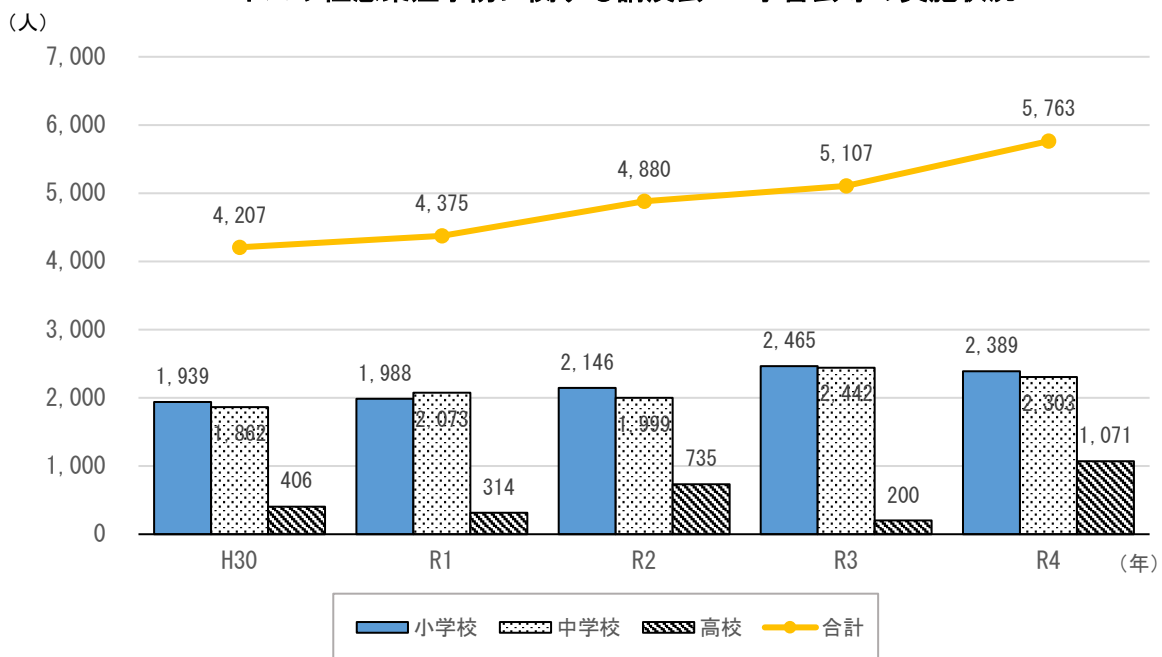
全ての人々がそれぞれの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に思いやりを持つことは男女共同参画社会を形成する上で重要です。

とりわけ、女性は妊娠や出産をする可能性があり、男性とは異なる健康上の問題に直面します。望まない妊娠や性感染症の実態もあり、その背景には、性に関する正しい知識や情報の不足のほか、男女の不平等な関係により、女性が「生殖」に関するすべてのことを自分で決められない状態にあることが要因となっていることもあります。

また、近年顕在化した「生理の貧困」は、経済的な理由等で生理用品を購入できないということにとどまらず、女性の健康や尊厳に関わる重大な課題です。

このようなことから、女性が尊厳を持ち、生涯安心した性生活をはじめ、健康的な生活を営むことができるよう、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」についての市民への理解の浸透を図るとともに、女性の生涯を通じた健康を支援するための取組を進めます。

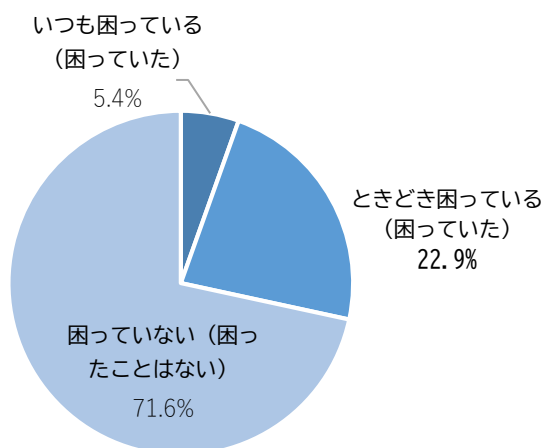
エイズや性感染症予防に関する講演会\*・学習会等の実施状況



\*生と性の学習（体の変化、命のはじまり、性感染症、性の多様性など）

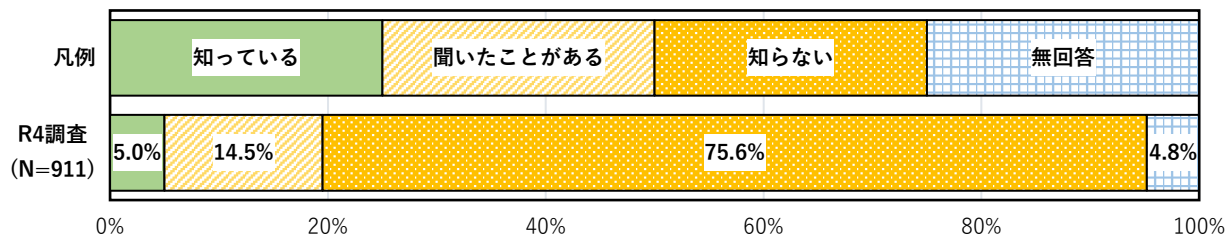
（鹿屋市）

## 生理用品を買うのに困ったことがある人の割合（鹿屋市）



（令和4年鹿屋市生理に関するアンケート調査）

## 「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」の言葉の認知度



（令和4年鹿屋市男女共同参画に関する市民意識調査）

具体的施策	施策の内容
性を理解・尊重するための教育・学習の推進	<p>全ての人がそれぞれの性に関する身体的特徴についての理解を深め、自らの意志が尊重された上で、生涯にわたり健康な生活を営むことができるよう教育・学習に取り組みます。</p> <p>また、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」についての普及啓発に取り組みます。</p>
安心して子どもを産み育てる環境づくりの推進	<p>妊娠・出産から産後・育児期にわたり、それぞれの段階に応じた健康管理への支援を充実させ、安心して子どもを産み育てるための環境を整えます。</p>

主な事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○性に関する正しい知識の普及のための広報・啓発</li> <li>○児童・生徒等への教育・啓発の実施</li> <li>○妊娠・出産・子育てに関する支援事業の実施</li> </ul>
------	---

## 重点目標5 性別に起因するあらゆる形態の暴力の根絶

### 施策の方向1 性別に起因するあらゆる暴力を容認しない社会環境の醸成

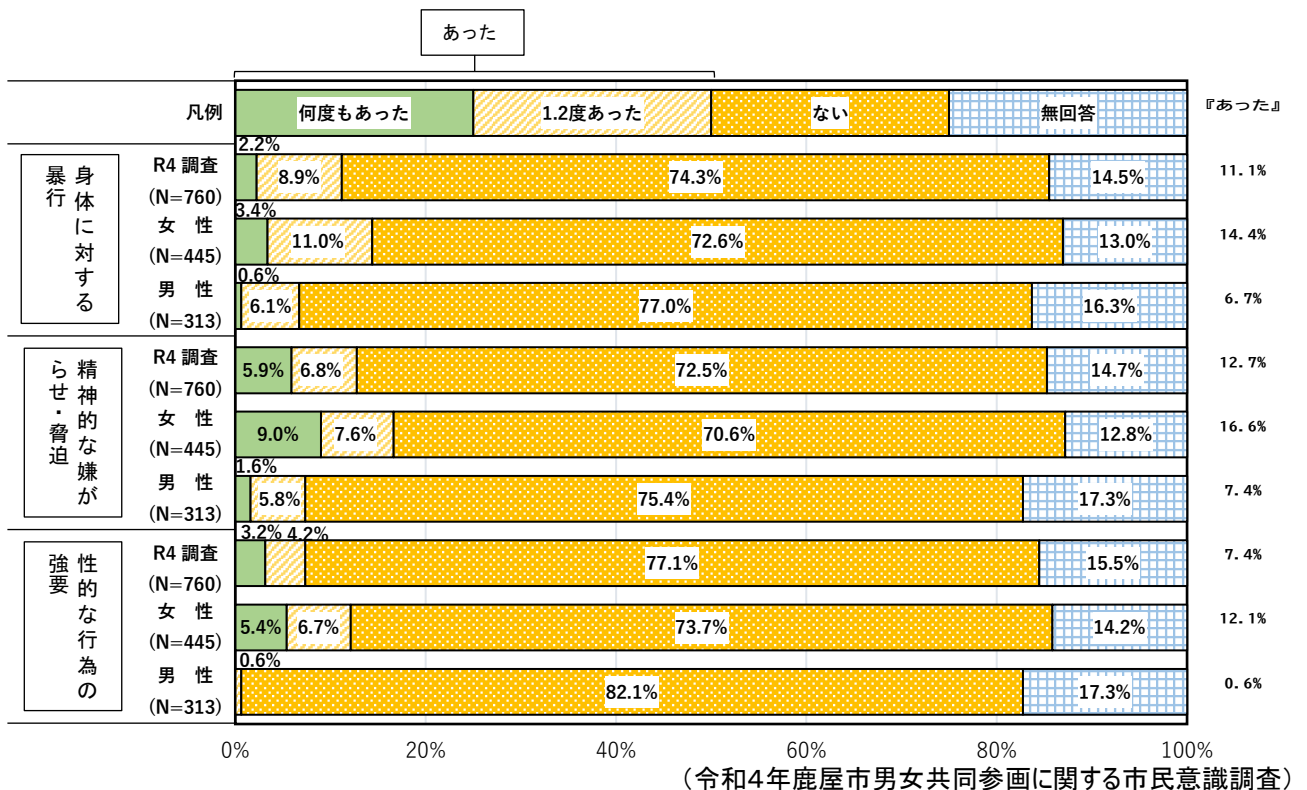
全ての人々が、安全・安心に暮らし、自分の生き方を自ら選択して、人生を豊かに生きる権利がありますが、その基本的な人権を侵害するものとして、性別に起因する様々な暴力があります。

配偶者等からの暴力やストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪等、性別に起因する暴力は、基本的な人権を侵害する行為であり、それらの被害者の多くは女性です。このような暴力の背景には、男女の社会的地位や経済力の格差、性別に起因する偏見・差別の意識等、男女が置かれてきた社会的・構造的な問題があり、それらをなくしていくことは、男女共同参画社会を形成していく上での喫緊の課題です。

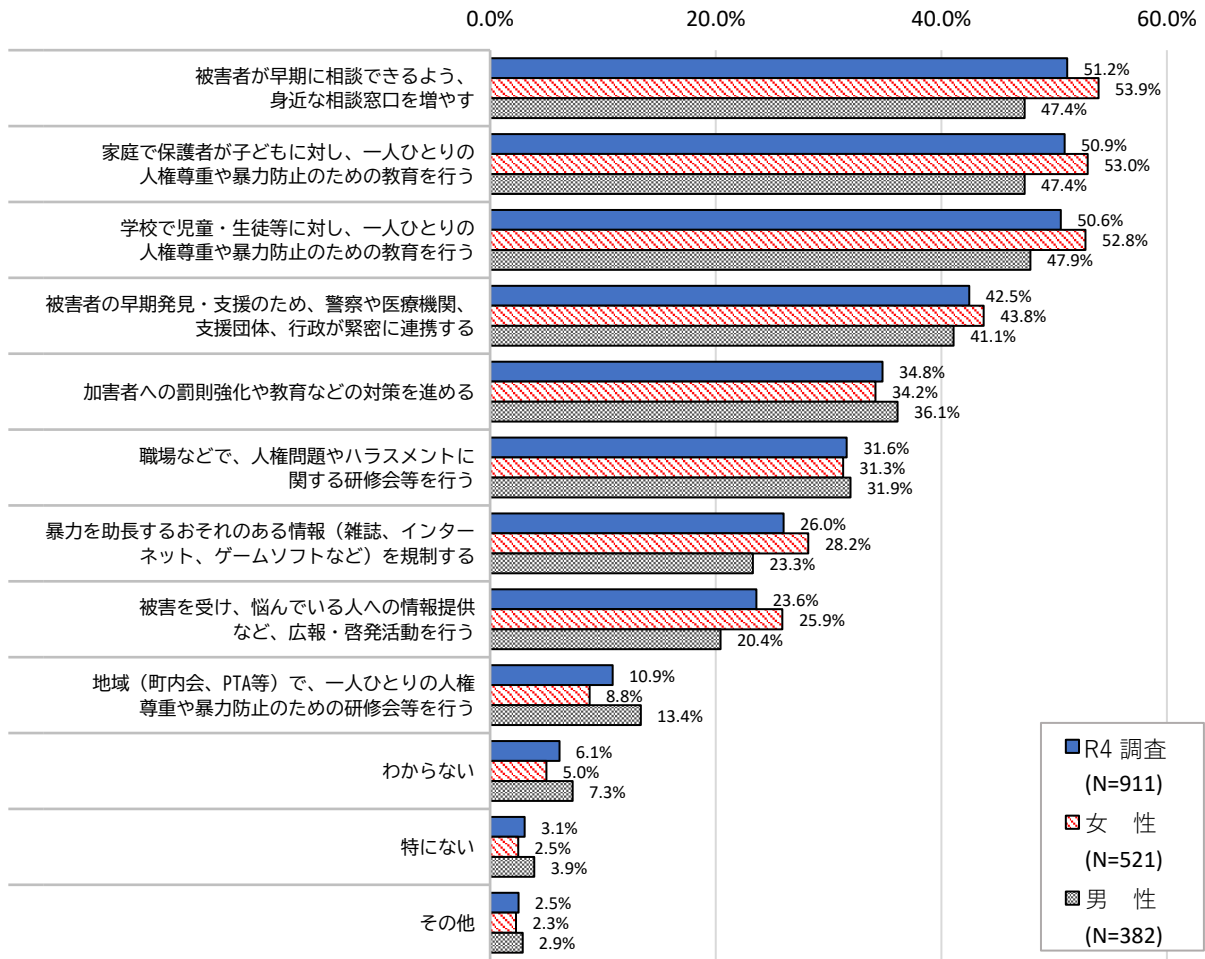
暴力は、自己肯定感や自尊感情を失わせるなど心への影響も大きいものであり、また、配偶者等からの暴力は、その子どもにも深刻な影響を及ぼすことがあるなど、被害者のその後の人生に大きな支障を来し、貧困や様々な困難にもつながる場合があります。また、SNSなどインターネット上のコミュニケーションツールを利用した誹謗中傷をはじめ、暴力の被害は一層多様化しており、子どもや若者が当事者となる事例が増えています。

このようなことから、暴力の背景や構造について正しい理解を広めるための啓発活動を実施し、暴力を許さない意識の醸成を図る取組を進めます。

配偶者等から暴力や嫌がらせを受けた経験(全体・性別)



## 男女間における暴力をなくすために必要なこと



（令和4年鹿屋市男女共同参画に関する市民意識調査）

具体的施策	施策の内容
性別に起因するあらゆる暴力の防止と根絶に向けた教育・啓発の推進	性別に起因する暴力（配偶者等からの暴力やストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪・性暴力等）は、重大な人権侵害であり、決して許されないものであるという認識を広く浸透させるための教育、啓発に取り組みます。
若年層からの予防啓発の推進	児童・生徒等若年層から「個人の尊厳を傷つける暴力は許さない」という意識の浸透を図り、男女の人権が尊重される対等な人間関係を学ぶ、暴力の未然防止に向けた教育、啓発を行います。

主な事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校における人権教育、男女平等教育の推進</li> <li>○中学校、高等学校での人権・デートDV防止研修の実施</li> <li>○相談窓口の周知</li> </ul>
------	---

## 施策の方向2 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援

令和4年に実施した市民意識調査によると、配偶者等から身体的、精神的、性的暴力のいずれかを受けたことがある女性は25.8%で、女性の約4人に1人となっています。前回（平成29年）調査と比較すると、「何度もあった」人は身体的暴力・性的暴力については減少しているものの、精神的暴力は横ばいであることなど、深刻な状況であることには変わりはありません。

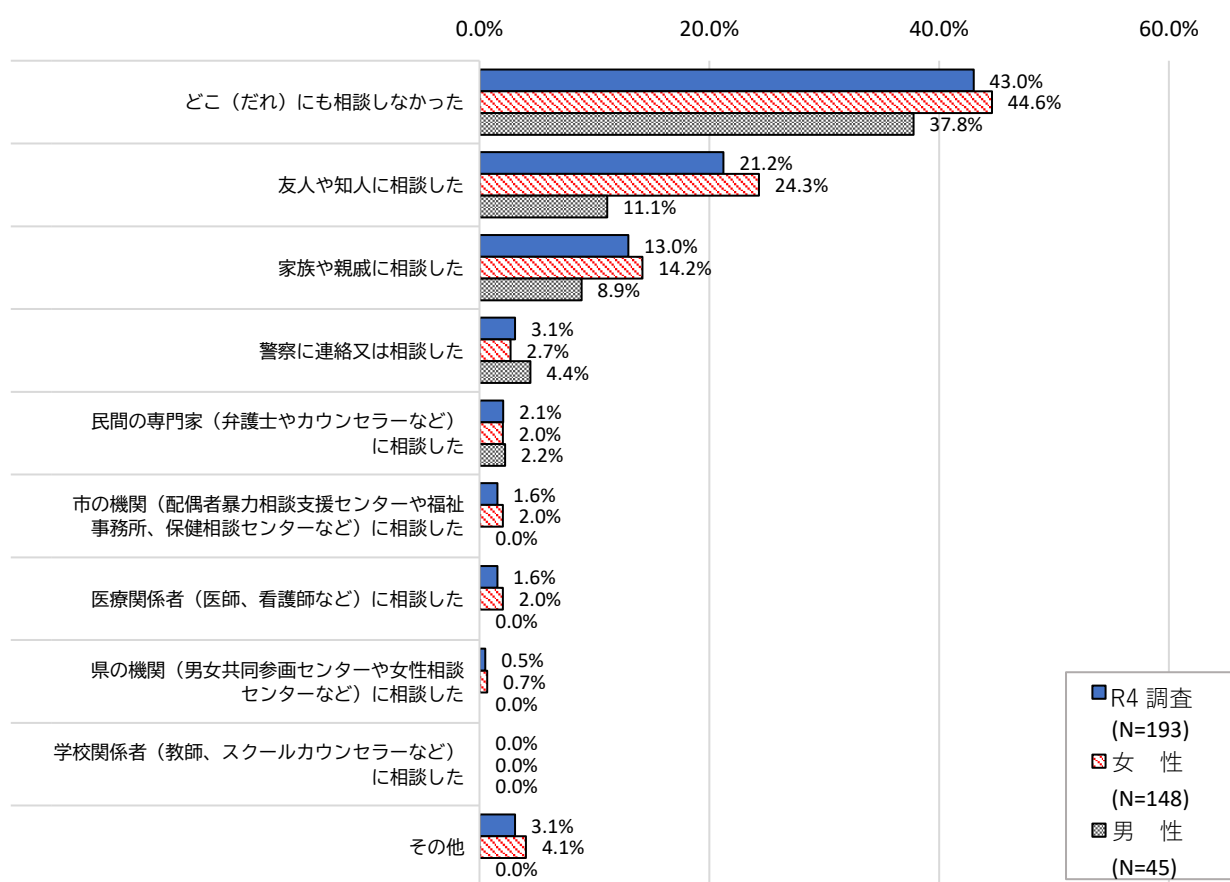
また、配偶者や交際相手から暴力を受けた経験のある人の43.0%は、「どこ（だれ）にも相談しなかった」と回答しており、暴力が潜在化しやすい傾向にあります。

一方、被害者が必要とする支援を提供し、将来において新たな被害者を生み出さないために、加害者対応の必要性も高まっています。

このようなことから、相談につながりやすい体制整備や相談を促す広報・啓発により、被害の潜在化防止を図ります。

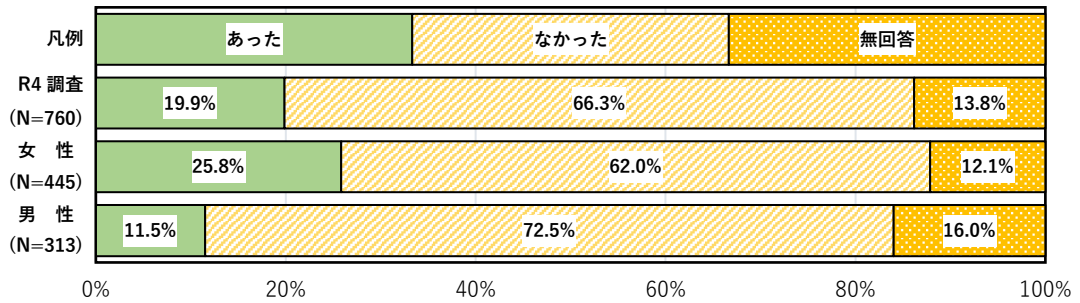
また、関係機関・団体との連携の強化や、相談対応者の研修の充実により、被害者の立場に立った迅速かつ適切な対応に努め、総合的で切れ目ない被害者支援に取り組みます。

暴力や嫌がらせ等についての相談状況（全体）



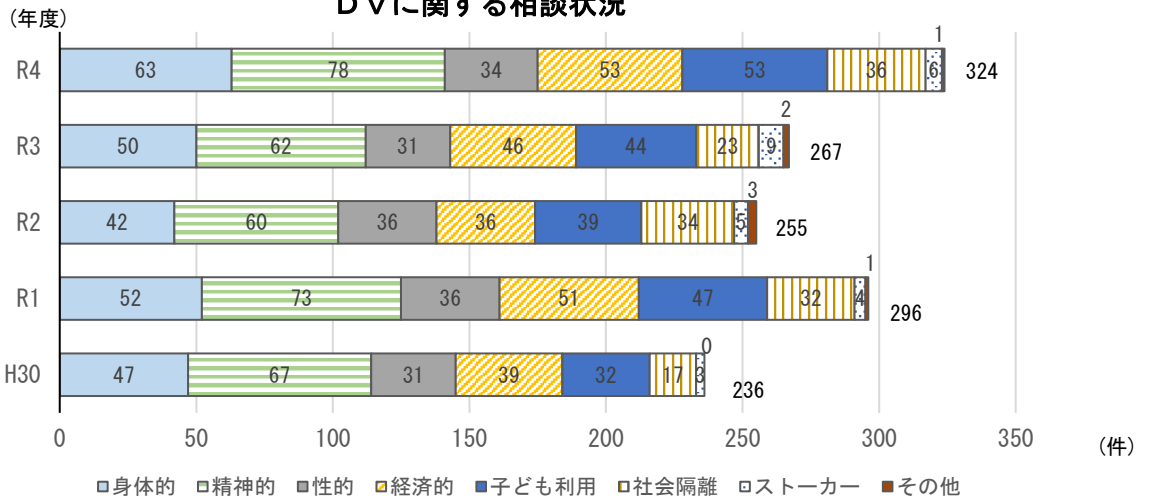
（令和4年鹿屋市男女共同参画に関する市民意識調査）

### 配偶者等から暴力や嫌がらせを受けた経験



(令和4年鹿屋市男女共同参画に関する市民意識調査)

### DVに関する相談状況



(鹿屋市)

具体的施策	施策の内容
被害者が安心して相談できる体制づくり	被害者への適切・迅速な相談対応ができるよう相談員等の人材を養成するとともに、暴力が個人的な問題として捉えられ潜在化する傾向を踏まえ、相談窓口の一層の周知を図るなど被害者の早期発見に向けた体制づくりに取り組みます。
被害者の安全確保と自立の支援	個人情報の管理の徹底等、被害者の安全が確保できるよう体制を整えるとともに、関係機関との連携により、経済的基盤、住居の確保等、自立に向けた支援を行います。

主な事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○配偶者等からの暴力の防止及び被害者の適切な保護に関する取組の推進</li> <li>○鹿屋市配偶者暴力相談支援センター等での相談対応</li> </ul>
------	---



パープルリボン  
(女性に対する暴力根絶のシンボル)

## 重点目標6 男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成

### 施策の方向 1 固定的な性別役割分担意識に基づく慣行の改善や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の解消

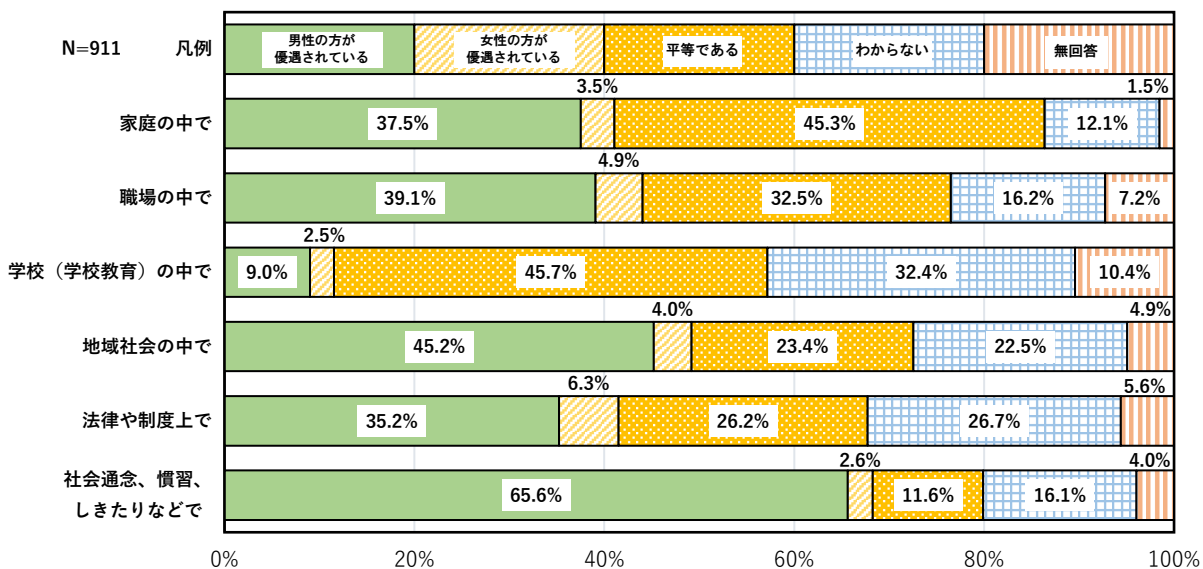
社会の制度や慣行には、本来尊重されるべき「性別にかかわらず多様な生き方」の選択を妨げ、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となっているものがあります。

このような制度や慣行の多くは、固定的な性別役割分担意識や性差に起因する偏見・固定観念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）によって長年にわたり形成され、暮らしの隅々に存在し、人々の意識にも大きな影響を及ぼしています。

令和4年に実施した市民意識調査によると、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という固定的な性別役割分担意識については、前回（平成29年度）と比較して「反対」の割合が増加し、「賛成」と「反対」の差がさらに大きく開きました。

その一方で、男女の地位の平等感については、「社会通念、慣習・しきたりなどで」で65.6%、次いで「地域社会の中で」で45.2%の人が「男性が優遇されている」と回答しており、あらゆる分野における制度や慣行の見直し・改善につながるよう、男女共同参画社会の形成を阻害する固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に向け、多様な機会を捉えた啓発を推進します。

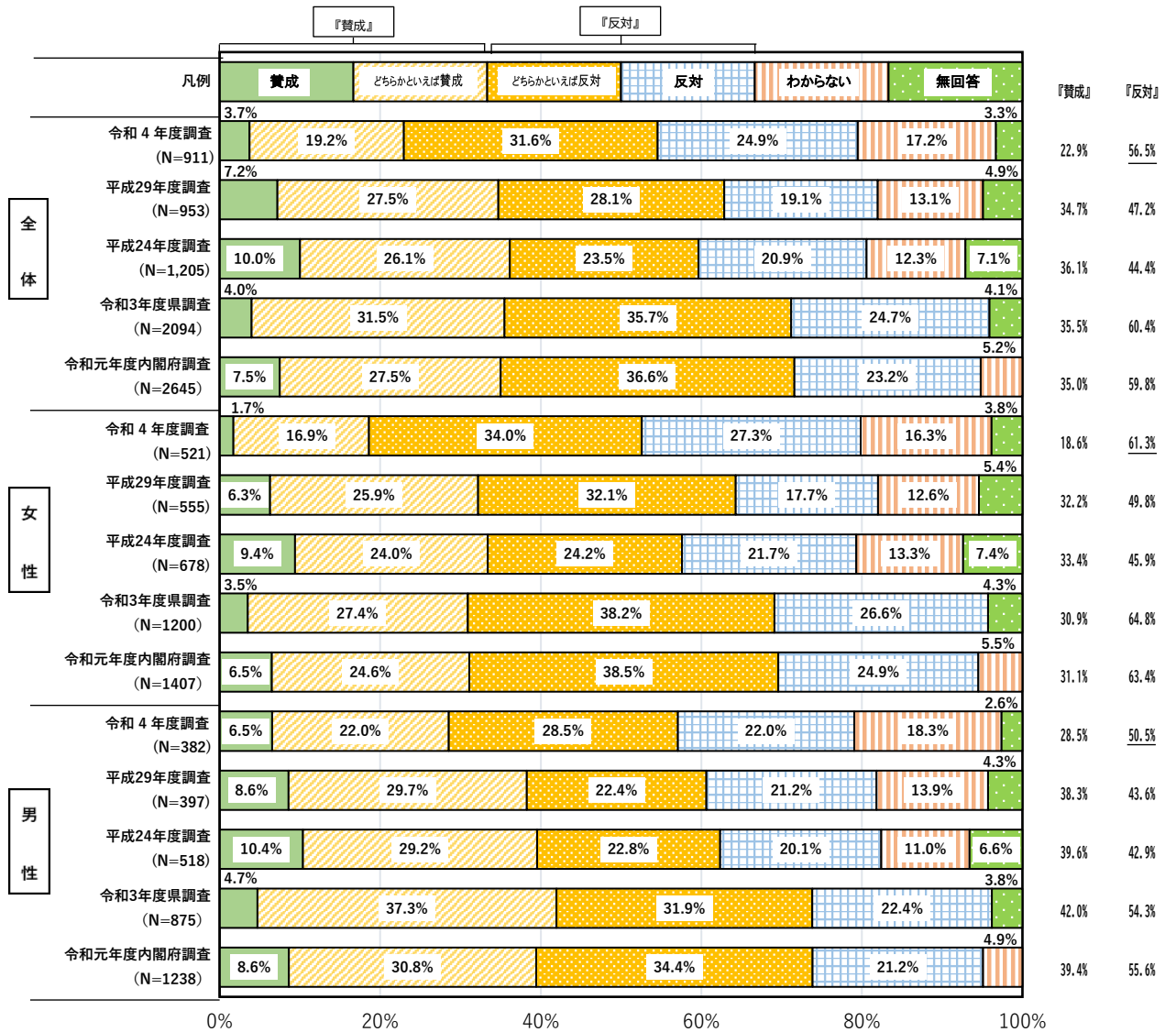
各分野における男女の地位の平等感(全体)



(令和4年鹿屋市男女共同参画に関する市民意識調査)



## 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について



(令和4年鹿屋市男女共同参画に関する市民意識調査)

具体的施策	施策の内容
男女共同参画についての正しい理解の浸透を図るための広報・啓発の推進	男女共同参画についての正しい理解の浸透が図られるよう、あらゆる機会を捉えて広報・啓発に取り組みます。また、公的広報・出版物等の発行に際し、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みが助長されないよう配慮します。
固定的な性別役割分担意識に基づく制度や慣行の見直し	あらゆる分野における固定的な性別役割分担意識に基づく制度や慣行の見直しにつながるよう、男女共同参画に関する情報提供や学習機会の提供に取り組みます。

主な事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「K a n o y a 男女共同参画N e w s 」 等や各種啓発週間を活用した広報・啓発</li> <li>○ 「人権同和問題啓発強調月間」や「人権週間」の周知</li> </ul>
------	---

## 施策の方向 2 男女共同参画に関する教育・学習の推進

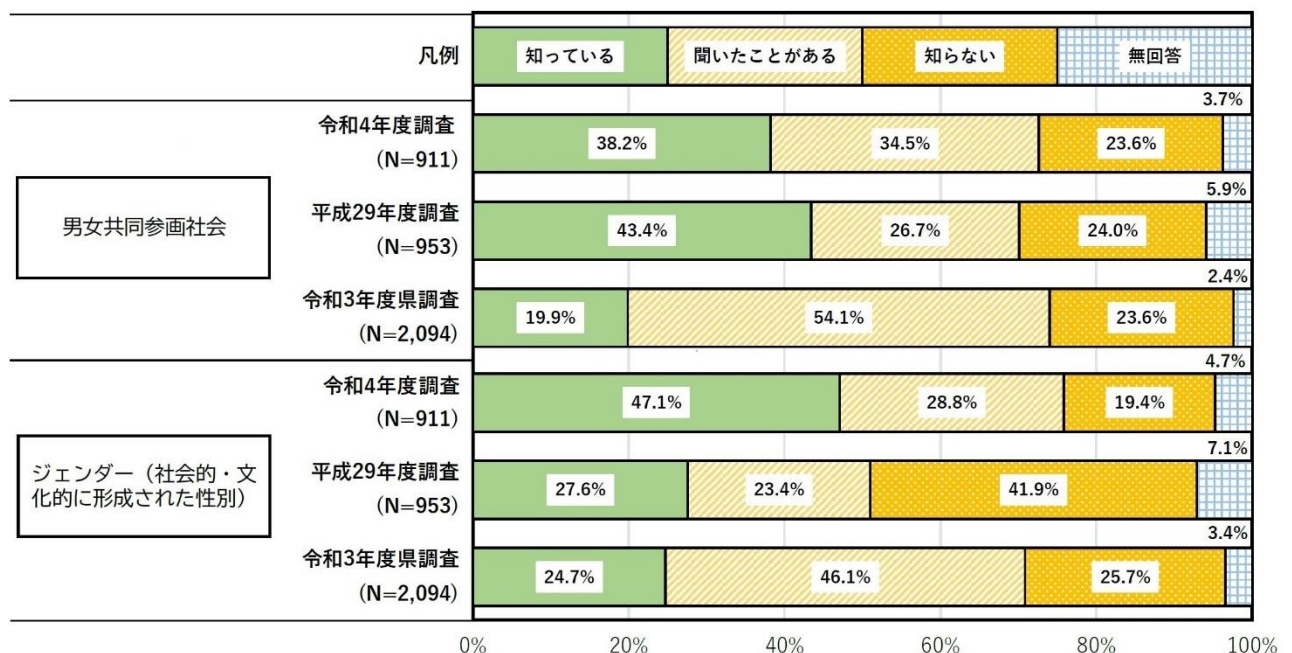
男女共同参画やジェンダー平等の意識について、子どもから高齢者まで広く醸成し、その意識形成に大きな影響を及ぼすのが教育・学習です。

男女共同参画社会の実現に向けた取組の基盤となる市民一人ひとりの男女共同参画についての理解を促進するため、学校、家庭、地域、職場などあらゆる分野において、相互の連携を図りつつ教育・学習の取組を進めるとともに、その内容のさらなる充実を図る必要があります。

中でも、子どもを対象とした学校教育や家庭教育における取組は重要であり、令和4年の市民意識調査の結果においても、男女共同参画社会の実現のために必要なことについて、「子どもの頃からの男女の平等や相互の理解・協力についての学習機会の充実」と回答した人の割合が54.6%と最も高くなっていることから、子どもたちの自己肯定感や自尊感情、思いやりの心を育む人権教育・男女平等教育を推進します。また、教職員等学校関係者の男女共同参画に関する意識は、児童・生徒の意識や進路選択に大きな影響を及ぼすことから、教職員等学校関係者が男女共同参画について正しく理解するための情報・学習機会を提供します。

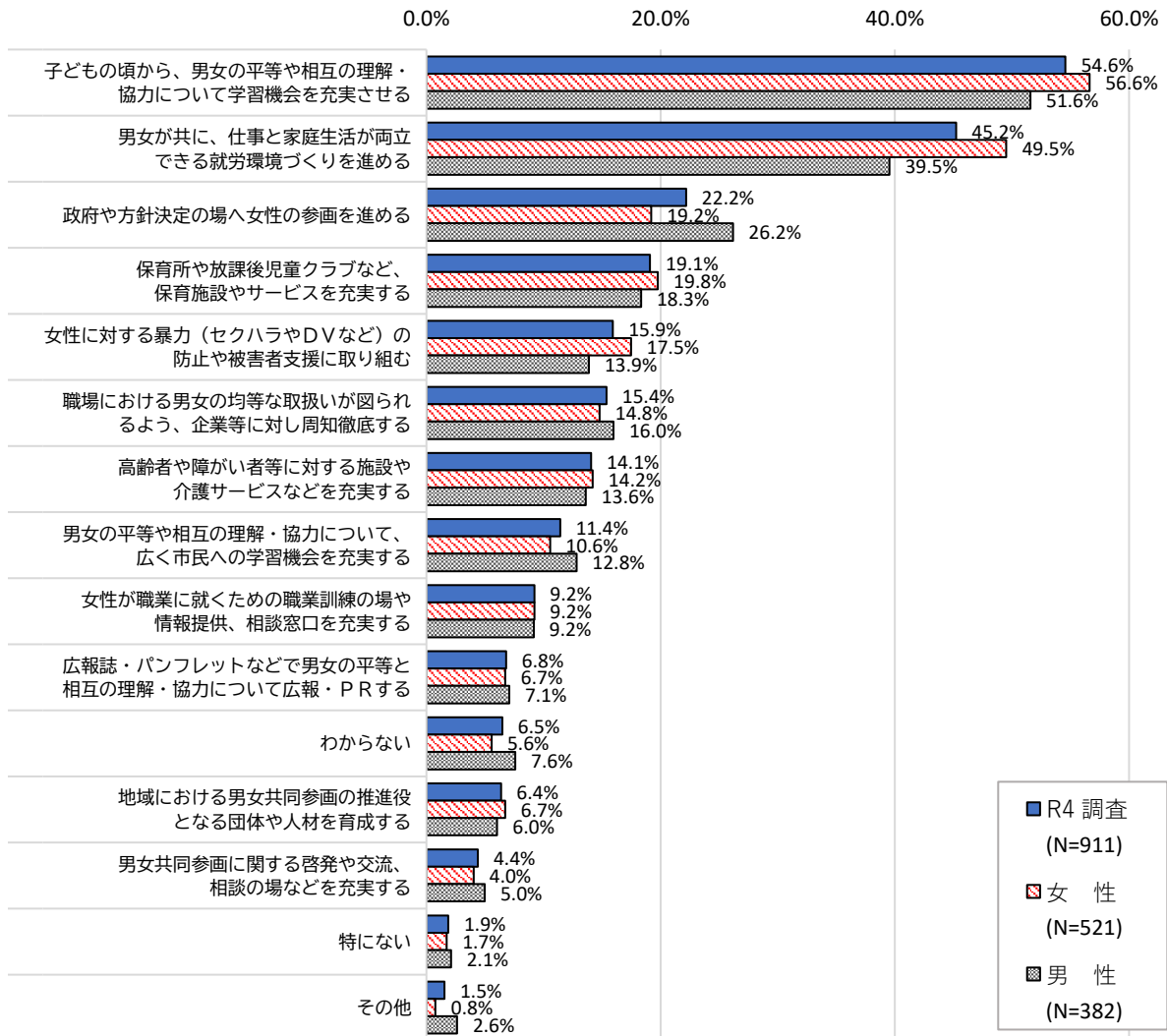
社会教育全般においても、長い人生を見据え、ライフステージに応じた様々な働き方、学び方、生き方を選択できるよう、学習機会の充実を図ります。

「男女共同参画社会」「ジェンダー」という言葉の認知度



(令和4年鹿屋市男女共同参画に関する市民意識調査)

## 「男女共同参画社会」を実現するために行政が力を入れていくべきこと(全体)



(令和4年鹿屋市男女共同参画に関する市民意識調査)

具体的施策	施策の内容
学校における教育・学習の推進	教職員等学校関係者が、男女共同参画について正しく理解するための情報・学習機会を提供します。また、学校教育活動全体を通じた人権尊重と男女平等を推進する取組の充実を図ります。
家庭・職場・地域における理解の促進	家庭・職場・地域において男女共同参画に関する正しい理解の浸透が図られるよう、生涯教育・社会教育、家庭教育等における教育・学習の機会を提供や、広報・啓発に取り組みます。

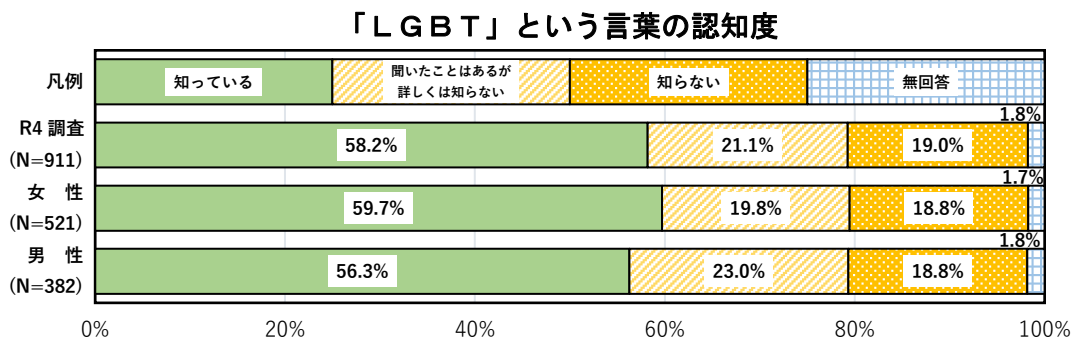
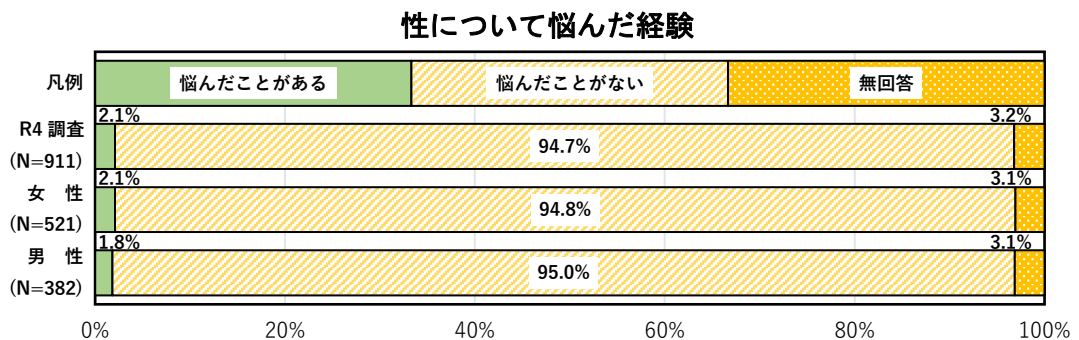
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市民向け講演会や市職員及び学校管理職向け研修会の開催</li> <li>○男女共同参画に関する出前講座やお届けセミナーの開催</li> </ul>
------	---

### 施策の方向3 性の多様性についての理解促進

性のあり方（セクシュアリティ）は様々で、身体の性、自認する性、好きになる性、そして表現する性（服装やしぐさ、言葉づかいなど）といった要素の組み合わせにより無数に存在し、そのことで偏見や差別を受け日常の様々な場面で困難に直面し、生きづらさを抱えている人がいます。

令和4年に実施した市民意識調査によると、自身の性別に違和感を覚えるなど性について悩んだことがある人は2.1%で性別や年代で大きな違いは見受けられない一方、「LGBT」という言葉（用語）について「知らない」と回答した人が19.0%、周囲における性的少数者の存在については、「いない」と回答した人が37.9%いました。

このことから、性的指向・性自認等についての正しい理解を促進し、それらを理由とする差別や偏見を解消するため啓発活動に取り組みます。



(令和4年鹿屋市男女共同参画に関する市民意識調査)

具体的施策	施策の内容
性の多様性に関する啓発・理解促進	多様な性のあり方が尊重され、性的指向・性自認に対する偏見・差別が解消されるよう、あらゆる教育・学習の機会を捉えて、性の多様性に関する正しい理解の浸透、広報・啓発に取り組みます。

主な事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○性の多様性に関する正しい理解の浸透を図るための広報・啓発</li> <li>○性の多様性に関する講演会や学習会の開催</li> </ul>
------	---

## 計画の数値目標

本計画を具体的に推進していくため、次の項目について数値目標を設定し、男女共同参画の取組に対する推進状況を把握・評価していきます。

項 番	設定項目	現状(策定時)	現状	目標値	設定 計画
		H29 (2017)	R4 (2022)	R10 (2028)	
1	「男女共同参画社会」という用語を知っている人の割合	70.1%	72.7%	100%	
2	「ジェンダー」という用語を知っている人の割合 <sup>※1</sup>	51.0%	75.9%	100%	
3	「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担に「反対」と思う人の割合	47.2%	56.5%	65%	
4	ワーク・ライフ・バランスが実現できていると感じている人の割合	男性 39.8% 女性 43.7%	男性 47.1% 女性 47.8%	男性 50% 女性 50%	
5	市の男性職員の育児休業の一週間以上の取得率 <sup>※2</sup>	0.0%	18.8%	85% R7(2025)	女活 特定
6	市の男性職員の妻の出産に係る特別休暇の取得率（取得者数の割合） <sup>※2</sup>	81.0%	92.9%	100% R7(2025)	女活 特定
7	市の審議会等委員の女性委員の登用率	28.5%	30.5%	35.0%	
8	市の管理的地位(係長相当職以上)に占める女性の割合 <sup>※1※2</sup>	—	13.3% ※R5(2023)	20%以上 R7(2025)	女活
9	DVを受けたことがある人が、どこ(だれ)にも相談しなかった割合	48.4%	43.0%	40%	
10	男女共同参画地域推進員の数	2人	4人	6人	

(注)項番1, 2について、「用語を知っている」には「聞いたことがある」も含まれます。

※1 中間見直しに伴い設置された項目

※2 他の計画に位置付けられた数値目標を本計画において設定。

当該計画が改定された場合は、改定後の計画における数値目標に置き換えることがあります。

- ・女活 鹿屋市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（第2期計画期間：R2～R7）
- ・特定 鹿屋市役所特定事業主行動計画（第4期計画期間：R2～R6）



## 第5章 計画の推進体制

## 1 推進のあり方について

本計画を着実に実行し、男女共同参画の実現を総合的かつ計画的に推進していくために、「鹿屋市男女共同参画推進条例」に基づき、庁内関係各課との連携強化を図ります。

市が取り組む各施策は、男女共同参画社会の形成に直接影響を及ぼす「基本的施策」と、各施策が実施された結果、間接的に影響を及ぼす「男女共同参画関連施策」とがあります。本計画の「具体的施策」を所管する各課においては、男女共同参画社会の形成を「促進する」よう、また「阻害することがない」よう施策の実施にあたって「男女共同参画の視点」での「配慮」を行い、本計画の施策を進めます。

### ○市民、事業者等との連携

本計画は、人権、子ども・子育て、保健、高齢者福祉、障がい者福祉、外国人住民に対する支援など、あらゆる分野における諸課題を男女共同参画の視点から捉え、本市に居住しているあらゆる人々が自分らしくいきいきと活躍できる社会を目指しています。

本計画を総合的・効果的に推進するため、市民・事業者等・行政が一体となって男女共同参画社会の実現に向けて、相互に連携を図ります。

### ○国、県等関係機関との連携

本市の男女共同参画の取組は、国際的な動きや国、鹿児島県の動きと連動しながら進めてきました。男女共同参画の施策をより充実したものにしていくために、今後も国や鹿児島県、その他の機関と連携し、施策の推進を図ります。

また、男女共同参画地域推進員と連携し、地域における男女共同参画の推進に取り組みます。

### ○男女共同参画審議会

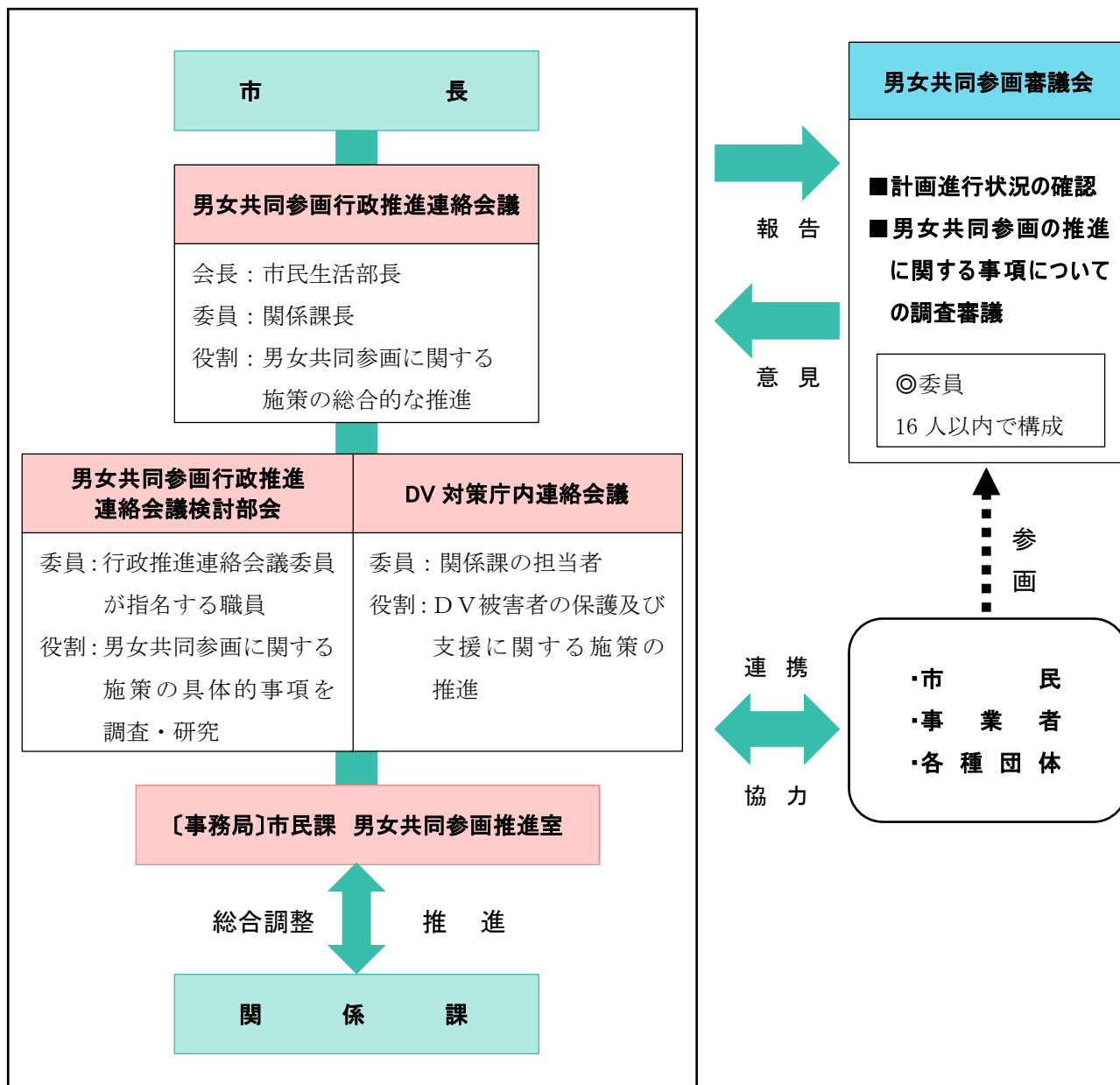
鹿屋市男女共同参画推進条例に基づき設置した鹿屋市男女共同参画審議会において、計画の策定、市の施策の実施状況など男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的事項についての調査審議を行い、その結果を施策に反映します。

### ○計画の進行管理

計画に基づく施策の実施状況や数値目標に対する達成状況を把握・点検し、本計画の進行管理を行い、その結果について公表します。



## 2 男女共同参画の推進体制





## 参考資料

- ・男女共同参画社会基本法
- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
- ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
- ・鹿屋市男女共同参画推進条例
- ・DV被害者を支援する連携・協力のしくみ
- ・男女共同参画に関するあゆみ
- ・用語解説

# 男女共同参画社会基本法（平成11年6月23日法律第78号）

最終改正：平成11年12月22日号外法律第160号

## 目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下  
の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組  
が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進め  
られてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我  
が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、  
男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合  
い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮  
することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課  
題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現  
を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置  
付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会  
の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重  
要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念  
を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地  
方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する  
取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制  
定する。

## 第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社  
会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を  
実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会  
の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共  
団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共  
同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事  
項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を綜  
合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意  
義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な  
構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる  
分野における活動に参画する機会が確保され、もっ  
て男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的  
利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う  
べき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女  
間の格差を改善するため必要な範囲内において、男  
女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供  
することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人として  
の尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的  
取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を發揮  
する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重  
されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会に  
おける制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担  
等を反映して、男女の社会における活動の選択に対  
して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参  
画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあること  
にかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会に  
おける活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中  
立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対  
等な構成員として、国若しくは地方公共団体における  
政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共  
同して参画する機会が確保されることを旨として、行  
われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男  
女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家  
族の介護その他の家庭生活における活動について家族  
の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動  
以外の活動を行うことができるようにすることを旨と  
して、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会にお  
ける取組と密接な関係を有していることにかんがみ、  
男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われ  
なければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報

の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
  - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
  - 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
  - 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができ

る。  
(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

### 附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

### 附 則〔平成十一年七月十六日法律第百二号〕 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔略〕

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一～十 〔略〕

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

#### 附 則〔平成十一年十二月二十二日法律第百六十号〕抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

〔以下略〕

# 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年9月4日号外法律第64号）

最終改正：令和4年6月17日号外法律第68号

## 目次

- 第一章 総則（第一条—第四条）
- 第二章 基本方針等（第五条・第六条）
- 第三章 事業主行動計画等
  - 第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）
  - 第二節 一般事業主行動計画等（第八条—第十八条）
  - 第三節 特定事業主行動計画（第十九条）
  - 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）
- 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）
- 第五章 雑則（第三十条—第三十三条）
- 第六章 罰則（第三十四条—第三十九条）
- 附則

## 第一章 総則

### （目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

### （基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

- 2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。
- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

### （国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

### （事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

## 第二章 基本方針等

### （基本方針）

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
  - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項



三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### 第三章 事業主行動計画等

#### 第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### 第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。

い。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第十四条第一項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。  
(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。  
(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

### 第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 計画期間
  - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
  - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

### 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主(常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
  - 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
- 2 第八条第一項に規定する一般事業主(前項に規定する一般事業主を除く。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。
- 3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。
- (特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)
- 第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。
- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
  - 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

#### 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

- 第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (財政上の措置等)
- 第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

る。

(国等からの受注機会の増大)

- 第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。
- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。
- (啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

- 第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。
- (協議会)

- 第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。
- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
  - 二 学識経験者
  - 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用

な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

## 第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

## 第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二條第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八條の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以

下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

## 附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八條の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

#### 附 則〔平成二十九年三月三十一日法律第十四号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二・三 〔略〕

四 〔前略〕附則第二十一条、第二十二条、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

五 〔略〕

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

#### 附 則〔令和元年六月五日法律第二十四号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

#### 附 則〔令和四年三月三十一日法律第十二号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕附則第二十八条の規定 公布の日

二 〔略〕

三 〔前略〕附則〔中略〕第二十四条〔中略〕の規定 令和四年十月一日

(政令への委任)

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

#### 附 則〔令和四年六月十七日法律第六十八号抄〕

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法〔刑法等の一部を改正する法律＝令和四年六月法律第六七号〕施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

二 〔略〕

# 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年4月13日法律第31号）

最終改正：令和5年6月14日号外法律第53号

## 目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等（第2条の2・第2条の3）

第2章 配偶者暴力相談支援センター等（第3条—第5条）

第3章 被害者の保護（第6条—第9条の2）

第4章 保護命令（第10条—第22条）

第5章 雑則（第23条—第28条）

第5章の2 補則（第28条の2）

第6章 罰則（第29条・第30条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

## 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針



- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第二章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
  - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
  - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
  - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合においては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
  - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
  - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
  - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。  
（婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

## 第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところによ



り、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

#### 第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあつては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあつては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受け

た後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

- 八 その性的羞（しゆう）恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合限り、することができる。  
（管轄裁判所）

- 第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
- 一 申立人の住所又は居所の所在地
  - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地  
（保護命令の申立て）
- 第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。
- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
  - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
  - 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
  - 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
  - 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
    - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
    - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
    - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
    - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。  
（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となつ

た身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同

## 第五章 雑則

項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

## 第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

## 第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

## 附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

## 附 則〔平成十六年六月二日法律第六十四号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者

からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

#### 附 則〔平成十九年七月十一日法律第百十三号〕 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

#### 附 則〔平成二十五年七月三日法律第七十二号〕 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

#### 附 則〔平成二十六年四月二十三日法律第二十八号〕 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 〔前略〕附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定 公布の日
- 二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日
- 三 〔略〕

#### 附 則〔令和元年六月二十六日法律第四十六号〕 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日
- 二・三 〔略〕

（その他の経過措置の政令への委任）

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に

伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討等）

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

#### 附 則〔令和四年五月二十五日法律第五十二号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 〔前略〕附則〔中略〕第三十八条の規定 公布の日二～四 〔略〕
- （政令への委任）

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

#### 附 則〔令和四年六月十七日法律第六十八号〕 抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第五百九条の規定 公布の日
- 二 〔略〕

#### 附 則〔令和五年五月十九日法律第三十号〕 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第七条の規定 公布の日
  - 二 第二十一条の改正規定 民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号。附則第三条において「民事訴訟法等改正法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日
- （保護命令事件に係る経過措置）

第二条 この法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「新法」という。）第十条及び第十条の二の規定は、この法律の施行

の日（以下この条において「施行日」という。）以後にされる保護命令の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた保護命令の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

2 新法第十一条第二項及び第三項並びに第十二条第一項及び第二項の規定は、施行日以後にされる保護命令の申立てについて適用し、施行日前にされた保護命令の申立てについては、なお従前の例による。

3 新法第十八条第一項の規定は、施行日以後にされる同項に規定する再度の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた同項に規定する再度の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

（民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間の経過措置）

第三条 新法第十四条の二から第十四条の四までの規定は、民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間は、適用しない。

2 附則第一条第二号に規定する規定の施行の日から民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間における新法第二十一条の規定の適用については、同条中「第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三條の二第五項及び第六項、第百三十三條の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十條第二項、第百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百十五條第二項、第二百二十七條第二項並びに第二百三十二條の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする」とあるのは、「第八十七條の二の規定を除く。）を準用する」とする。

（罰則の適用に関する経過措置）

第四条 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行の日（以下この条において「刑法施行日」

という。）の前日までの間における新法第三十条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。

（銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正）

第五条 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（民事訴訟費用等に関する法律の一部改正）

第六条 民事訴訟費用等に関する法律（昭和三十四年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（政令への委任）

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第八条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

#### 附 則〔令和五年六月十四日法律第五十三号〕

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕第三百八十八條の規定 公布の日

二 〔前略〕第八十五条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二條第三項の改正規定、第九十八條の規定並びに第三百八十七條の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

三 〔略〕

# 鹿屋市男女共同参画推進条例（平成28年3月23日条例第5号）

## 目次 前文

- 第1章 総則（第1条—第7条）
- 第2章 男女共同参画を阻害する行為の禁止（第8条・第9条）
- 第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等（第10条—第14条）
- 第4章 鹿屋市男女共同参画審議会（第15条—第21条）
- 第5章 雑則（第22条）
- 附則

我が国では、日本国憲法に個人の尊重、法の下での平等及び家族生活における個人の尊厳と両性の本質的平等がうたわれ、国際社会の取組と連動しつつ、男女平等の実現に向けた様々な取組が行われてきた。しかし、今もなお、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会通念や慣行は依然として根強く残っており、なお一層の努力が求められている。

活力ある鹿屋市の未来を築くためには、男女がお互いの人権を尊重しつつ、共に責任を分かち合い、性別に関係なくその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が重要である。

ここに、男女共同参画社会を実現するための取組を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、等しく政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する男女共同参画の機会に係る男女間の格差を解消するため、必要な範

囲内において、男女のいずれか一方に対して、当該機会を積極的に提供することをいう。

- (3) 市民 市内に居住し、勤務し、又は在学する者をいう。
- (4) 事業者等 市内において事業活動を行っている個人及び法人その他の団体並びに市内において自発的な社会活動を行っている非営利の団体をいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手に不快感を与え、相手の就労環境その他生活環境を害し、又は不利益を与える行為をいう。
- (6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、交際の相手方等相互に親密な関係にあり、又は親密な関係にあった男女間において、個人の尊厳を侵すような身体的、精神的、社会的、経済的又は性的な暴力をいう。  
（基本理念）

第3条 男女共同参画は、次に掲げる基本理念に基づいて推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の自由な選択に対して、影響を及ぼすことのないように配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野で方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるように配慮されること。
- (5) 全ての人がそれぞれの性に関する身体的特徴についての理解を深め、妊娠、出産、その他の性と生殖に関する事項について、自らの意思が尊重された上で、生涯にわたり健康な生活を営むことができるように配慮されること。
- (6) 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮して、国際的協調の下に行われること。  
（市の責務）

第4条 市は、男女共同参画の推進について、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、



男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、男女共同参画の推進に当たっては、市民、事業者等並びに国及び他の地方公共団体との連携に努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進のための取組を積極的に行うとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者等の責務)

第6条 事業者等は、事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進のための取組を積極的に行うとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(教育の推進)

第7条 学校教育その他のあらゆる教育に携わる者は、男女共同参画の推進に果たす教育の重要性にかんがみ、基本理念に配慮した教育を行うよう努めなければならない。

## 第2章 男女共同参画を阻害する行為の禁止

(男女共同参画を阻害する行為の禁止)

第8条 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、直接的であるか間接的であるかを問わず、性別による差別的取扱いをしてはならない。

2 何人も、社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他他者に対して身体的若しくは精神的苦痛を与え又はそれを助長するような行為をしてはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第9条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担意識又はドメスティック・バイオレンスを助長する表現及び男女共同参画を阻害するおそれのある過度の性的な表現を行わないように努めなければならない。

## 第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等

(基本計画)

第10条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 市長は、基本計画を定めようとするときは、第15条の鹿屋市男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。(施策の策定等に当たっての配慮)

第11条 市は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、この条例に規定する基本理念等に配慮しなければならない。

(年次報告)

第12条 市長は、毎年、基本計画に基づいた施策の実施状況に関する報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(具体的施策)

第13条 市は、男女共同参画を推進するため、次に掲げる施策を行うものとする。

(1) 男女共同参画を推進するために必要な体制を整備するとともに、法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずること。

(2) 市の施策の立案及び決定に際し、男女が共同して参画する機会を確保するとともに、審議会等における各種委員を選出する場合に当たっては、男女の均衡を図るよう積極的改善措置を講ずること。

(3) 男女共同参画の推進に関する市民及び事業者等の理解を深めるように広報啓発活動を行うこと。

(4) 市民及び事業者等が行う男女共同参画に関する活動を推進するため、情報の提供その他の必要な支援を行うこと。

(5) ドメスティック・バイオレンスの防止に努め、被害を受けた者に対し、必要に応じた救済を行うこと。

(6) 男女共同参画の推進に関する具体的施策の策定に必要な事項及び男女共同参画の推進を阻害する問題について調査研究すること。

(7) 男女が共に、子育て、家族の介護その他家庭生活における活動と職場、学校、地域等における活動を両立することを可能とするため、情報の提供その他必要な支援を行うこと。

(8) 男女共同参画の視点を取り入れた防災及び災害復興の体制を確立するよう必要な措置を講ずること。

(市民等の申出)

第14条 市は、市が実施する施策に関して、男女共同参画の推進に影響を及ぼすものとして市民又は事業者等からの申出があったときは、適切に処理するよう努めるものとする。

2 市は、第8条及び第9条に規定する男女共同参画を阻害する行為に関し、市民又は事業者等からの申出があったときは、関係機関と連携して適切に処理するよう努めるものとする。

#### 第4章 鹿屋市男女共同参画審議会

(審議会)

第15条 男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、鹿屋市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な政策又は重要事項を調査審議し、市長に答申すること。

(2) 男女共同参画の推進に関し必要と認められる事項について調査審議し、市長に意見を述べること。

(組織)

第16条 審議会は、委員16人以内をもって組織する。

2 委員のうち男女いずれか一方の委員の数は、審議会の委員の総数の10分の4未満であってはならない。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 市内に居住する者で公募によるもの

(3) 行政機関の職員

(4) その他市長が必要と認める者

(委員の任期等)

第17条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第18条 審議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第19条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(専門部会)

第20条 男女共同参画の推進に関する専門の事項を調査するため必要があると認めるときは、審議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会の部会員は、審議会の委員のうちから会長が指名する。

3 専門部会の運営その他必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第21条 審議会の庶務は、市民生活部市民課において処理する。

#### 第5章 雑則

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

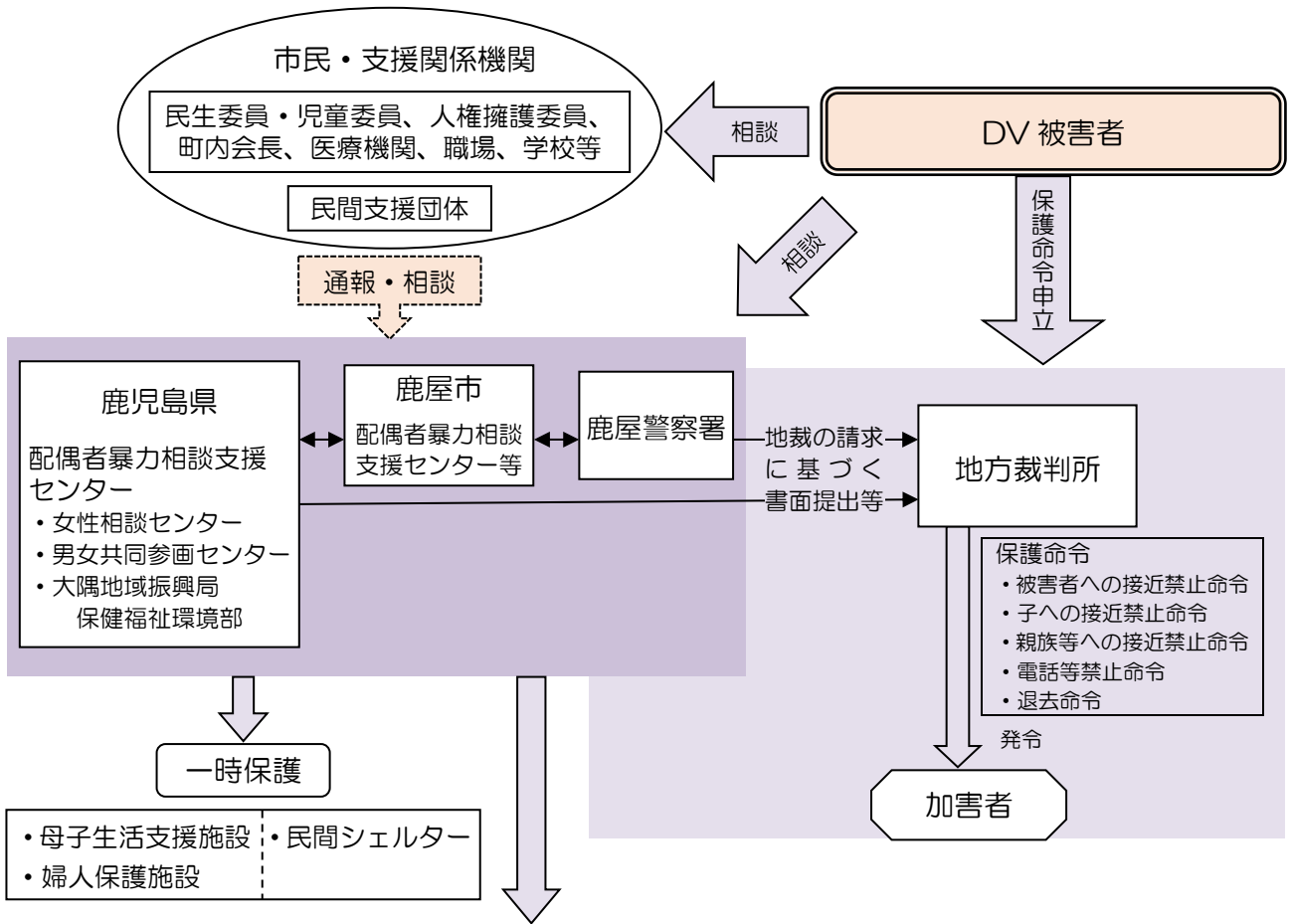
1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際、現に策定されているかのや男女共同参画プランは、第10条第1項の規定に基づき策定された基本計画とみなす。

3 鹿屋市報酬及び費用弁償条例(平成18年鹿屋市条例第49号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

# DV被害者を支援する連携・協力のしくみ



## 自立支援

**自立に向けた支援及び情報提供**  
 ○子育て支援課（母子生活支援施設・婦人保護施設への入所手続）  
 ○DV対策庁内連絡会議の開催（各課の業務確認、ケース会議）

**住居の確保（入所等手続）**  
 ○子育て支援課（母子生活支援施設、婦人保護施設）  
 ○建築住宅課（市営住宅）  
 ○福祉政策課（障害者福祉施設）  
 ○高齢福祉課（高齢者福祉施設）

**福祉サービス**  
 ○子育て支援課（母子寡婦福祉資金）  
 ○福祉政策課（生活保護、障がい者支援）  
 ○高齢福祉課（高齢者支援）

**子どもへの支援**  
 ○学校教育課（就学援助、転校手続）  
 ○子育て支援課（保育園・学童保育・ファミリーサポートセンター）  
 ○学校・幼稚園・保育所・児童養護施設等  
 ○児童相談所

**就労支援・職業訓練**  
 ○子育て支援課（母子家庭等自立支援給付金）  
 ○ハローワーク

**心のケア・医療支援**  
 ○健康増進課（心の相談、各種健康診査・予防接種）  
 ○医療機関

**経済的支援・行政手続支援**  
 ○子育て支援課（ひとり親医療費助成・児童扶養手当・児童手当受給手続）  
 ○福祉政策課（生活保護）  
 ○市民課（住民基本台帳事務等における情報保護措置、年金の特例免除手続）  
 ○税務課（税関係情報保護）  
 ○健康保険課（国民健康保険に関する手続）

**法律相談の支援・法的手続等支援**  
 ○法テラス  
 ○弁護士会・弁護士  
 ○鹿児島地方裁判所鹿屋支部

## 男女共同参画に関するあゆみ

年	世界の動き	日本の動き	鹿児島県の動き	鹿屋市の動き
1975 (昭和50)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国際婦人年</li> <li>○ 「国際婦人年世界会議」(メキシコ)開催、「世界行動計画」を採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「婦人問題企画推進本部」設置</li> <li>○ 「婦人問題企画推進会議」設置</li> <li>○ 「総理府婦人問題担当室」設置</li> <li>○ 「育児休業法」成立(昭和51年施行、女子教員・看護婦・保母を対象)</li> </ul>		
1976 (昭和51)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「国際婦人の十年」スタート(～1985)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 民法等の一部改正(離婚後における婚氏続称制度の新設)</li> </ul>		
1977 (昭和52)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「国内行動計画」策定</li> <li>○ 国立婦人教育会館(現国立女性教育会館)開館</li> </ul>		
1979 (昭和54)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「女子差別撤廃条約」採択(国連総会)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 女性問題の窓口を青少年婦人課に設置</li> <li>○ 婦人関係行政推進連絡会議及び婦人問題懇話会を設置</li> </ul>	
1980 (昭和55)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「国連婦人の十年中間年世界会議」開催(コペンハーゲン)</li> <li>○ 「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 民法等の一部改正(配偶者の相続分アップ)</li> <li>○ 「女子差別撤廃条約」署名</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「婦人の生活実態と意識調査」実施</li> <li>○ 第1回「婦人の船」中国へ派遣</li> </ul>	
1981 (昭和56)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「女子差別撤廃条約」発効</li> <li>○ 「ILO第156号条約(家族的責任を有する労働者条約)」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「国内行動計画」後期重点目標決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「鹿児島県婦人対策基本計画」策定(昭和56年度～60年度)</li> </ul>	
1984 (昭和59)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国籍法及び戸籍法の一部改正(父母両系主義の立場をとる)</li> </ul>		
1985 (昭和60)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「国連婦人十年最終年世界会議」(ナイロビ)開催、「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」を採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国民年金法の一部改正(女性の年金権の確立)(昭和61年施行)</li> <li>○ 「女子差別撤廃条約」批准</li> <li>○ 生活保護基準額の男女差別解消</li> <li>○ 「男女雇用機会均等法」公布(昭和61年施行)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 鹿児島県新総合計画に「婦人の地位向上の推進」を掲げる</li> <li>○ 広報誌「かごしまの婦人」発刊(昭和60年～平成元年)</li> </ul>	
1986 (昭和61)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「男女雇用機会均等法」施行</li> <li>○ 労働基準法改正(女性保護規定一部廃止、母性保護規定の拡充)</li> <li>○ 婦人問題企画推進本部拡充(構成を全庁に拡大)</li> <li>○ 婦人問題企画推進有識者会議開催</li> </ul>		
1987 (昭和62)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定</li> </ul>		
1990 (平成2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択(国連経済社会理事会)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 婦人政策室を設置</li> </ul>	
1991 (平成3)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「西暦2000年に向けての新国内行動計画」第1次改定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 女性政策室に改称</li> <li>○ 「鹿児島女性プラン21」策定</li> <li>○ 「鹿児島女性プラン21推進会議」、「鹿児島女性行政推進連絡会議」の設置</li> </ul>	
1992 (平成4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国連環境開発会議(リオデジャネイロ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「育児休業等に関する法律」施行</li> <li>○ 婦人問題担当大臣を任命</li> </ul>		
1993 (平成5)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 世界人権会議「ウィーン宣言」採択</li> <li>○ 「女子に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択(国連総会)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「パートタイム労働法」公布・施行</li> <li>○ 中学校での家庭科の男女必修完全実施</li> </ul>		

年	世界の動き	日本の動き	鹿児島県の動き	鹿屋市の動き
1994 (平成6)	○「国際人口・開発会議」開催	○「男女共同参画室」設置 ○「男女共同参画審議会」設置 ○「男女共同参画推進本部」設置 ○高等学校での家庭科の男女必修完全実施		○社会教育課に女性政策担当窓口を設置
1995 (平成7)	○「第4回世界女性会議」(北京)開催、「北京宣言及び行動綱領」を採択	○育児休業法の改正(介護休業制度の法制化)	○鹿児島県「女性の翼」団員を北京の「世界女性会議」へ派遣 ○「鹿児島の男女の意識に関する調査」実施	○「鹿屋市女性プラン推進会議」要綱施行
1996 (平成8)		○「男女共同参画2000年プラン」策定 ○男女共同参画推進連携会議(えがてネットワーク)発足 ○「男女共同参画ビジョン」答申 ○「優生保護法」を一部改正し、「母体保護法」公布・施行		○「鹿屋市女性プラン」基本目標策定
1997 (平成9)		○「男女雇用機会均等法」の改正 ○「労働省婦人少年室」を「労働省女性少年室」に変更 ○「男女共同参画審議会設置法」により男女共同参画審議会設置 ○「労働基準法」改正(平成11年施行)(深夜・休日・時間外労働における女性就業規制の撤廃) ○「介護保険法」公布(平成12年施行)		○社会教育課に女性政策係を設置
1998 (平成10)		○「婦人週間」を「女性週間」に変更		○教育委員会社会教育課から企画課に女性政策係を移管 ○「鹿屋市女性に関する行政推進連絡会議」設置要綱施行(8月)
1999 (平成11)	○第43回国連婦人の地位委員会「女子差別撤廃条約の選択議定書」を採択	○改正「男女雇用機会均等法」施行 ○「男女共同参画社会基本法」施行 ○「食料・農業・農村基本法」公布・施行(女性の参画促進を規定) ○農林水産省「農山漁村男女共同参画推進指針」発表 ○「少子化対策推進基本方針」決定	○「かごしまハーモニープラン」策定(平成11年度～20年度) ○かごしまハーモニープラン推進懇話会及び男女共同参画推進本部設置	○「鹿屋市男女共同参画推進会議」設置要綱一部改正
2000 (平成12)	○国連特別総会「世界女性2000年会議」開催(ニューヨーク)	○「男女共同参画基本計画」閣議決定 ○「労働省女性少年室」を「鹿児島労働局雇用均等室」に変更 ○「児童虐待防止法」公布・施行 ○「ストーカー規制法」公布・施行		○企画課・女性政策係から市民学習施設課・男女共同参画推進室に移管 ○「鹿屋市女性プラン推進会議」を「鹿屋市男女共同参画推進会議」へ名称変更(改定) ○市民の「男女参画」に関するアンケート(意識調査)実施(7月)
2001 (平成13)		○男女共同参画週間を定める ○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 ○育児・介護休業法改正 ○内閣府に男女共同参画会議及び男女共同参画局設置 ○閣議決定「仕事と子育ての両立支援策の方針について」	○女性政策室を男女共同参画室に改称 ○「鹿児島県男女共同参画推進条例」公布(平成14年施行) ○「鹿児島の男女の意識に関する調査」実施	○「鹿屋市女性に関する行政推進連絡会議」を「鹿屋市男女共同参画行政推進連絡会議」へ名称変更(改定) ○市職員向け「男女参画」に関する意識調査実施(7月)
2002 (平成14)		○アフガニスタンの女性支援に関する懇談会開催 ○「健康増進法」公布(平成15年施行)	○鹿児島県男女共同参画審議会設置 ○婦人相談所を配偶者暴力相談支援センターに指定	○「かのや男女共同参画プラン」策定(3月) ○「鹿屋市男女共同参画推進会議」設置要綱一部改正

年	世界の動き	日本の動き	鹿児島県の動き	鹿屋市の動き
2003 (平成15)	○ 第29回国連女子差別撤廃委員会	○ 「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定 ○ 「次世代育成支援対策推進法」公布・施行 ○ 「少子化対策基本法」公布・施行	○ 青少年女性課と男女共同参画室を再編し、青少年男女共同参画課を設置 ○ 「鹿児島県男女共同参画センター」設置	○ 行政改革により市民学習施設課から市民学習推進課へ課名変更
2004 (平成16)		○ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正・施行（「配偶者からの暴力」の定義の拡大等）	○ 配偶者等からの暴力対策会議設置	
2005 (平成17)	○ 第49回国連婦人の地位委員会「北京+10」世界閣僚級会合（ニューヨーク）	○ 「第2次男女共同参画基本計画」策定 ○ 「女性の再チャレンジ支援プラン」策定		○ 「鹿屋市女性人材リスト」登録事業開始
2006 (平成18)		○ 「男女雇用機会均等法」改正（性別による差別禁止の範囲拡大等） ○ 「東アジア男女共同参画担当大臣会合」開催	○ 「鹿児島県配偶者からの暴力の防止及び被害者支援計画」策定 ○ 男女共同参画センターを配偶者暴力相談支援センターに指定	○ 1月1日付合併により市民学習推進課から市民活動推進課へ課名変更 ○ 「鹿屋市男女共同参画推進会議」を「鹿屋市男女共同参画推進懇話会」へ名称変更（設置要綱制定）
2007 (平成19)		○ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正（保護命令制度の拡充等）平成20年施行 ○ 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と家庭調和推進のための行動指針」策定	○ 各地域振興局及び各支庁の保健福祉環境部（7か所）を配偶者暴力相談支援センターに指定 ○ 「鹿児島県の男女の意識に関する調査」実施 ○ 婦人相談所の移転及び女性相談センターへの名称変更	○ 男女共同参画に関する市民意識調査実施（対象：2,500人）
2008 (平成20)		○ 内閣府に「仕事と生活の調和推進室」設置 ○ 男女共同参画推進本部「女性の参画加速プログラム」決定	○ 「鹿児島県男女共同参画基本計画」策定（平成20年度～24年度）	○ 「DV対策庁内連絡会議」設置
2009 (平成21)		○ 「育児・介護休業法」改正	○ 男女共同参画室（青少年男女共同参画課内）設置 ○ 「鹿児島県配偶者からの暴力の防止及び被害者支援計画」改定	○ 「かのや男女共同参画プラン」策定（3月）（平成21年度～30年度） ○ 鹿児島県男女共同参画地域推進員委嘱（鹿屋市：2名）
2010 (平成22)	○ 第54回国連婦人の地位向上委員会「北京+15」（ニューヨーク）	○ 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と家庭調和推進のための行動指針」改定 ○ 「第3次男女共同参画基本計画」策定		○ 「鹿屋市審議会等委員への女性の登用促進に関する要領」制定 ○ 「かのや男女共同参画プラン」実施計画作成・実績評価を開始
2011 (平成23)	○ UN Women（ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関）正式発足		○ 「鹿児島県の男女の意識に関する調査」実施	
2012 (平成24)	○ 第56回国連婦人の地位向上委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択	○ 「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画策定		○ 「男女共同参画に関する市民意識調査」実施（対象：2,500人）
2013 (平成25)		○ 「配偶者等からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」改正（平成26年施行） ○ 「日本再興戦略」の中核に「女性の活躍推進」を位置づけ ○ 「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」公表 ○ 「改正ストーカー規制法」施行 ○ 「生活困窮者自立支援法」公布（平成27年施行） ○ 「生涯を理由とする差別の解消の推進に関する法律」公布（平成28年施行）	○ 「第2次鹿児島県男女共同参画基本計画」策定（平成25年度～29年度）	○ 「かのや男女共同参画プラン」一部改定（防災分野追加） ○ 男女共同参画講演会等事務委託事業の実施（～平成28年度） ○ 「人権・デートDV防止研修会」（中高生向け研修）開始
2014 (平成26)		○ 「すべての女性が輝く社会づくり本部」設置 ○ 「女性のチャレンジ応援プラン」策定		○ 「鹿屋市配偶者からの暴力の防止及び被害者支援計画」策定（平成26年度～30年度） ○ 組織機構見直しにより市民活動推進課から、市民課 男女共同参画推進室へ移管

年	世界の動き	日本の動き	鹿児島県の動き	鹿屋市の動き
2015 (平成27)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第59回国連婦人の地位向上委員会「北京+20」(ニューヨーク)</li> <li>○ UN Women 日本事務所 発足</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「女性活躍推進法(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律)」公布</li> <li>○ 「第4次男女共同参画基本計画」策定</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「鹿屋市配偶者暴力相談支援センター」業務開始</li> </ul>
2016 (平成28)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ G7伊勢志摩サミットの首脳会合において「女性活躍推進」をアジェンダに設定(ジェンダー主流化)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「女性活躍推進法」完全施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 鹿児島県女性活躍推進会議、女性ワーキンググループ設置</li> <li>○ 「男女共同参画に関する県民意識調査」実施</li> <li>○ 「女性活躍推進に関する企業実態調査」実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「鹿屋市男女共同参画推進条例」施行</li> <li>○ 「男女共同参画及び女性活躍推進に関する事業所アンケート調査」実施(対象:180事業所)</li> </ul>
2017 (平成29)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「育児・介護休業法」改正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「鹿児島県女性活躍推進計画」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「審議会等委員への女性の登用推進指針」制定(2月)</li> <li>○ 「男女共同参画に関する市民意識調査」実施(対象:2,000人)</li> <li>○ 「お届けセミナー事業」を開始</li> </ul>
2018 (平成30)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「政治分野における男女共同参画に関する法律」公布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「第3次鹿児島県男女共同参画基本計画」策定(平成30年度～34年度)</li> </ul>	
2019 (平成31/ 令和元)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「女性活躍推進法」一部改正</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「第2次鹿屋市男女共同参画基本計画」策定(3月)(平成31年度～令和10年度)</li> <li>○ 「審議会等委員への女性の登用推進指針」改正(4月)</li> </ul>
2020 (令和2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第75回国連総会「第4回世界女性会議25周年記念ハイレベル会合」開催(ニューヨーク)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」策定</li> <li>○ 「第5次男女共同参画基本計画」策定</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「女性と奏でるまちづくり事業」を開始</li> </ul>
2021 (令和3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第64回国連女性の地位委員会「北京+25」記念会合「ジェンダー平等を目指す全ての世代フォーラム」開催(3月メキシコ、6月フランス)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「育児・介護休業法」改正</li> <li>○ 「政治分野における男女共同参画に関する法律」改正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「男女共同参画に関する県民意識調査」実施</li> <li>○ 「女性活躍推進に関する企業実態調査」実施</li> <li>○ かがしまジェンダー平等推進プロジェクトチーム設置</li> <li>○ 第3次鹿児島県男女共同参画基本計画中間評価(到達状況評価)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「審議会等委員への女性の登用推進指針」改正(1月)</li> <li>○ 「男女共同参画及び女性活躍推進に関する事業所及び従業員アンケート調査」実施(対象:180事業所、540人)</li> </ul>
2022 (令和4)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 男女共同参画会議「女性デジタル人材育成プラン」策定</li> <li>○ 「困難女性支援法」公布(令和6年施行)</li> <li>○ 「AV出演被害防止・救済法」公布・施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ かがしまジェンダー平等推進ポータルサイト開設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「男女共同参画に関する市民意識調査」実施(対象:2,000人)</li> <li>○ 「生理に関するアンケート調査」実施(回答:789件)</li> </ul>
2023 (令和5)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律(令和5年改正法)」成立(令和6年施行)</li> <li>○ 「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(LGBT理解増進法)」公布・施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「第4次鹿児島県男女共同参画基本計画」策定(令和5年度～令和9年度)(「鹿児島県女性活躍推進計画」も含める。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「第2次鹿屋市男女共同参画基本計画(中間見直し)」策定</li> </ul>



## 用語解説

各用語に付したページは最初に出てくるページです。

用語	頁	解説
M字カーブ	P10	日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になること。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためである。
エンパワーメント	P15	自ら主体的に行動することによって状況を変える力をつけること。（国第5次男女共同参画基本計画から） 「女性のエンパワーメント」は、女性が個人としても、社会集団としても意思決定過程に参画し、自律的な力をつけて発揮すること。
家族経営協定	P27	家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるもの。
鹿屋市配偶者暴力相談支援センター	P42	配偶者暴力防止法に基づき、被害者支援のための拠点として、配偶者からの暴力の相談に応じ、被害者の一時保護や自立支援のための情報提供、その他の援助などの機能を果たす機関。平成27年4月に設置。
固定的な性別役割分担意識	P3	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。（国第5次男女共同参画基本計画から）
ジェンダー	P3	「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー/gender)という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。（国第5次男女共同参画基本計画から）
性的指向・性自認	P48	性的指向 (Sexual Orientation) とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念である。性自認 (Gender Identity) とは、自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティを自分の感覚として持っているかを示す概念である。性的指向と性自認の頭文字を取った「SOGI」という用語もある。 なお、性的指向について、例えば、レズビアン（同性を恋愛や性愛の対象とする女性）、ゲイ（同性を恋愛や性愛の対象とする男性）、バイセクシュアル（同性も異性も恋愛や性愛の対象とする人）等の呼称、性自認について、例えば、トランスジェンダー（出生時の戸籍上の性とは異なる性自認を有する人）等の呼称があり、これらの頭文字を取った「LGBT」という用語が、性的少数者（セクシュアルマイノリティ）を表す言葉の一つとして使われることもある。（国第5次男女共同参画基本計画から）
性的少数者	P16	同性に恋愛感情をもつ人や、自分の性に違和感がある人など、性的指向や性自認等に関してのあり方が多数派とは異なるとされる人々のこと。「セクシュアルマイノリティ」、「性的マイノリティ」ともいう。 「LGBT」は性的少数者の総称の一つで、女性同性愛者 (Lesbian)、男性同性愛者 (Gay)、両性愛者 (Bisexual)、心と体の性が一致しない人 (Transgender) という単語の頭文字からなる表現。



用語	頁	解説
男女共同参画社会	P2	すべての人々が、その人権を尊重され、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会であり、男女共同参画社会基本法第2条第1号においては、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されている。
男女共同参画地域推進員	P49	地域において、男女共同参画社会の正しい理解の浸透を図り、男女共同参画の視点に立った地域づくり活動を促進するため、男女共同参画の推進役となる人材を養成し、知事が委嘱する制度を平成20年度に創設。地域における男女共同参画に関する普及・啓発や情報提供、県や市町村が実施する事業への協力等、県や市町村と協働して男女共同参画を推進する活動を行っている。
男性中心型労働慣行	P26	勤続年数を重視しがちな年功的な処遇の下、長時間勤務や転勤が当然とされている男性中心の働き方等を前提とする労働慣行のこと。
デートDV(交際相手からの暴力)	P41	交際相手からふるわれる暴力で、一般的に「デートDV」といわれている。配偶者からの暴力と同様、殴る・蹴るといった身体的暴力だけでなく、怒鳴る・束縛するといった精神的暴力、お金を返さない・お金やプレゼントを要求するといった経済的暴力、性行為を強要する・避妊に協力しないといった性的暴力など、様々な形で起こる。
DV(配偶者等からの暴力)	P3	配偶者や恋人、元配偶者、以前つきあっていた恋人など、親密な関係にある者又はあった者(パートナー)からふるわれる暴力のことで、一般的に「ドメスティック・バイオレンス(DV)」といわれている。殴る・蹴るといった身体的暴力だけでなく、怒鳴る・無視する・交友関係を監視するといった精神的暴力、生活費を渡さない、働かないといった経済的暴力、性行為を強要する、避妊に協力しないといった性的暴力など、様々な形態がある。
ポジティブ・アクション(積極的改善措置)	P26	様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を解消するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するもの。例として、審議会等委員への女性の登用のための目標の設定などがある。
無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)	P14	誰もが潜在的に持っている思い込みのこと。育つ環境、所属する集団の中で無意識のうちに脳にきざみこまれ、既成概念、固定観念となっていく。(国第5次男女共同参画基本計画から)
リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)	P16	1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っている。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されている。
ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)	P3	一人ひとりが、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

発行

鹿児島県 鹿屋市

〒893-8501

鹿児島県鹿屋市共栄町 20 番 1 号

市民生活部 市民課 男女共同参画推進室

TEL 0994-43-2111

E-mail [danjyo@city.kanoya.lg.jp](mailto:danjyo@city.kanoya.lg.jp)